

平塚市新庁舎建設基本計画

平成21年4月

平 塚 市

目 次

| | |
|--------------------------------------|----|
| はじめに | 1 |
| 基本的条件 | 2 |
| 庁内推進体制及び検討経過 | 4 |
| 個別条件 | 10 |
| 1 「市民に開かれ親しまれる庁舎」の実現に向けて | 10 |
| 2 「人と地球環境にやさしい庁舎」の実現に向けて | 14 |
| 3 「市民の安心・安全な暮らしを支える拠点としての庁舎」の実現に向けて | 18 |
| 4 「市民サービス、事務効率の向上を目指した機能的な庁舎」の実現に向けて | 20 |
| 5 市民に開かれ充実した議会機能を備えた庁舎の実現に向けて | 26 |
| 6 その他必要なスペースについて | 32 |
| 7 効率的な建替え計画 | 37 |
| 部署配置 | 38 |
| 1 新庁舎へ配置する部署 | 38 |
| 2 想定する新庁舎の部署配置と現況事務室面積 | 40 |
| 引き続き検討していく事項について | 43 |
| 添付資料 | 47 |

はじめに

平塚市では、平成20年10月に策定した「平塚市新庁舎建設基本構想」において、その基本理念を自治の基本に立ったまちづくりの拠点=新庁舎と定め、その実現のための方針として、市民に開かれ親しまれる庁舎、人と地球環境にやさしい庁舎、市民の安心・安全な暮らしを支える拠点としての庁舎、市民サービス、事務効率の向上を目指した機能的な庁舎、を掲げています。

本計画は、新庁舎建設の基本設計・実施設計においてこれらの考え方を実現するために必要な諸条件について、その方向性をまとめたものです。

基本的条件

(1) 敷地概要

- ・敷地の場所 平塚市浅間町168番1(現在の庁舎敷地)
 - ・敷地面積 19,019.17㎡(消防庁舎を含む)
(交差点改良後 約17,700㎡)
 - ・都市計画区域 市街化区域
 - ・用途地域 第一種住居地域
 - ・建ぺい率 60%
 - ・容積率 200%
 - ・日影規制 平均地盤面から4m、5時間、3時間
 - ・地域地区 準防火地域、第2種高度地区
 - ・接面道路：東面 幹道47号 駅前通り線(幅員22.0m)
 - ・接面道路：西面 市道 浅間町4号線(幅員7.5m)
 - ・接面道路：南面 幹道28号 後谷八幡裏線(幅員15.0m)
 - ・接面道路：北面 市道 浅間町1号線(幅員6.0m)
- 幹道47号駅前通り線と幹道28号後谷八幡裏線との交差点改良計画に配慮する。

(2) 国合同庁舎との一体的整備

- ・国合同庁舎との一体的整備を行う。
入居官署は、平塚税務署、平塚公共職業安定所、平塚労働基準監督署。
- ・各官署の業務特性や市の庁舎管理面などに配慮した設計とする。

(3) 庁舎の規模

- ・平塚市庁舎 約25,000㎡
- ・国合同庁舎 約7,000㎡

(4) 建設費用

概ね100億円を想定する。

(5) 概略の事業予定

- ・平成20・21年度 基本設計・実施設計
- ・平成22・23年度 建設工事施工者の選定・建設工事
- ・平成24年度 一部供用開始目標

(6) 基本理念

平塚市新庁舎建設基本構想では、その基本理念を次のとおり掲げている。

自治の基本に立ったまちづくりの拠点 = 新庁舎

自治の基本は、まちづくりの担い手である市民、議会、行政が、互いにまちづくりに関する情報を「共有」し、「参加」と「協働」による自治を推し進めていくことと考えます。新庁舎は、このような自治の基本に立った持続可能なコミュニティによるまちづくりをとおして、将来都市像を実現するための拠点とします。

(7) 基本方針

平塚市新庁舎建設基本構想では、基本理念を具体化する方針として次の4点を掲げている。

- (1) 市民に開かれ親しまれる庁舎
- (2) 人と地球環境にやさしい庁舎
- (3) 市民の安心・安全な暮らしを支える拠点としての庁舎
- (4) 市民サービス、事務効率の向上を目指した機能的な庁舎

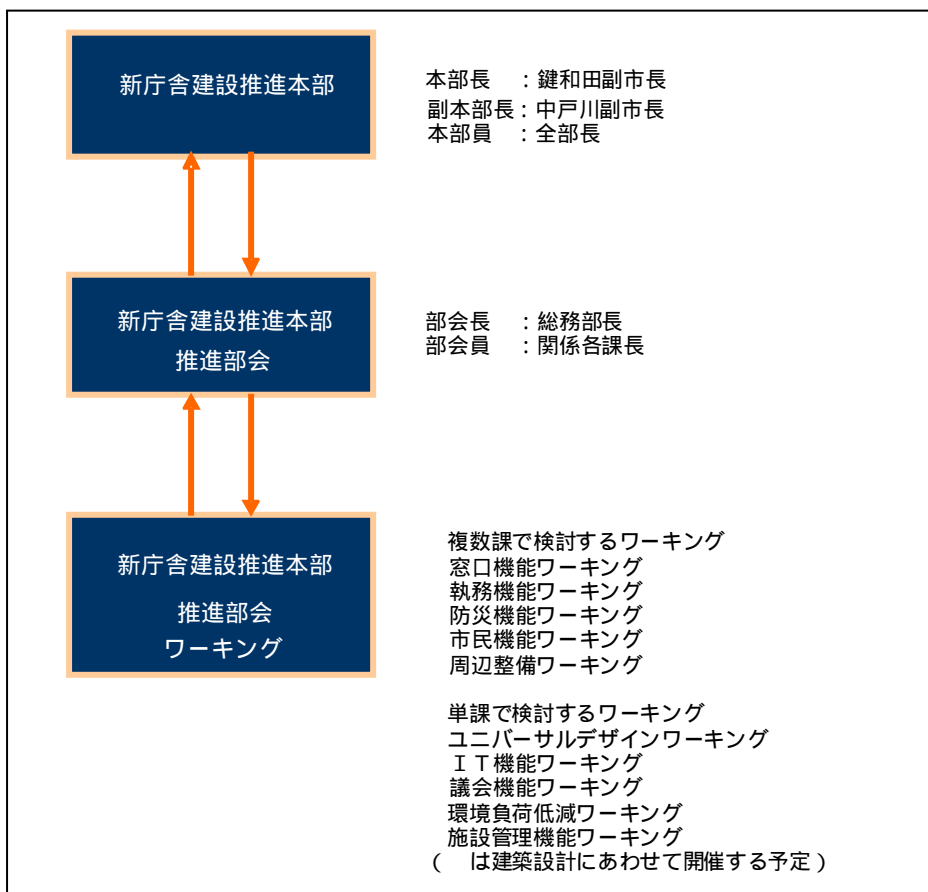
庁内推進体制及び検討経過

平塚市新庁舎建設基本構想の策定に当たっては、平成20年2月にこれまでの庁内検討体制を強化し、新庁舎建設庁内検討委員会作業部会にワーキングを設置し調査研究を進めた。また、7月には市議会に検討委員会が設置され、8月にはパブリックコメントを実施するなど、広く意見を伺った上で10月に策定に至った。

ここに新庁舎建設は、これまでの検討の段階から推進へと新たな段階に入り、今後の新庁舎建設に伴う諸課題に対し方針をまとめるために、これまでの新庁舎建設庁内検討委員会を強化し新庁舎建設推進本部に、また同作業部会を推進部会とし、同部会にワーキングを引き継ぎ、新庁舎建設事業を推進することとなった。(図1)

本計画は、この庁内推進体制のもと、今後、設計者に伝えるべき、基本設計の条件整備として検討を重ね、基本構想を具体化したものである。

図1 庁内推進体制(平成20年10月~)



1 新庁舎建設庁内検討委員会、作業部会検討経過（平成20年度以降）

| 開催日 | 会議名 | 主な内容 |
|----------------|-----------------|--|
| 平成20年 5月27日 | 第13回 作業部会 | 組織改革に伴う庁内検討体制と今後のスケジュールについて これまでのワーキング調査研究について 庁舎建設にかかる諸課題について |
| 6月25日 | 第14回 作業部会 | 平塚市新庁舎建設基本構想（案）について |
| 6月30日 | 第11回 庁内検討委員会 | 平塚市新庁舎建設基本構想（案）について |
| 9月19日 | 第15回 作業部会 | 平塚市新庁舎建設基本構想の策定について |
| 9月29日 | 第12回 庁内検討委員会 | 平塚市新庁舎建設基本構想の策定について |

2 新庁舎建設推進本部、推進部会検討経過

| 開催日 | 会議名 | 主な内容 |
|----------------|-------------|---|
| 平成20年 9月29日 | 第1回 推進本部 | 新庁舎建設庁内推進体制について |
| 10月15日 | 第1回 推進部会 | 新庁舎建設基本構想の策定について 新庁舎建設の推進について |
| 平成21年 1月19日 | 第2回 推進部会 | 新庁舎建設基本計画（たたき台）について |
| 1月26日 | 第2回 推進本部 | 新庁舎建設基本計画（たたき台）について |
| 3月18日 | 第3回 推進部会 | 新庁舎建設基本計画検討結果報告書（案）について 新庁舎建設基本設計に係る検討について |
| 3月27日 | 第3回 推進本部 | 新庁舎建設基本計画検討結果報告書（案）について 新庁舎建設基本設計に係る検討について |

3 ワーキング検討経過（平成 21 年 1 月現在まで）

*1 平成 20 年 2 月～9 月は、作業部会ワーキングとして開催

*2 平成 20 年 10 月～は、推進部会ワーキングとして開催

（ 1 ） 窓口機能ワーキング検討経過

| | 開催日 | 主な検討事項 |
|-----------|---------------------|---|
| 第 1 回(*1) | 平成 20 年 2 月 20 日 | 調査研究主旨、スケジュール等について説明 班別に窓口機能についてフリーディスカッション |
| 第 2 回 | 3 月 13 日 | 先進都市視察 千代田区 |
| 第 3 回 | 3 月 19 日 | 先進事例・窓口取扱い業務調査表から平塚市型ワンストップサービスについて意見交換、とりまとめ |
| 第 4 回 | 5 月 20 日 | 中間報告について確認 総合窓口取扱い業務について意見交換 |
| 第 5 回 | 6 月 4 日 | 他のワーキングの検討状況報告 基本構想案についての検討 |
| 第 1 回(*2) | 10 月 27 日 | 基本構想の策定と新たな検討体制について説明 先進事例研究（福生市、松山市、さいたま市他） 窓口レイアウトと動線シミュレーション |
| 第 2 回 | 11 月 21 日 | 先進事例研究（西尾市、鈴鹿市、岩国市） 窓口機能ワーキング検討まとめ |

（ 2 ） 市民機能ワーキング検討経過

| | 開催日 | 主な検討事項 |
|-----------|----------------------|--|
| 第 1 回(*2) | 平成 20 年 10 月 17 日 | 調査研究主旨、スケジュール等について説明 現庁舎における市民利用施設について 先進都市研究（千代田区、立川市、町田市他） |
| 第 2 回 | 11 月 4 日 | 先進都市研究（東京都、掛川市、西尾市） 情報共有スペースについて意見交換 交流スペースについて意見交換 |
| 第 3 回 | 11 月 10 日 | 先進都市研究（鈴鹿市、岩国市） 食堂・喫茶、玄関ロビー、屋外広場について |
| 第 4 回 | 11 月 26 日 | 市民機能ワーキングまとめについて |

(3) 執務機能ワーキング検討経過

| | 開催日 | 主な検討事項 |
|---------|----------------|--|
| 第1回(*1) | 平成20年 2月20日 | 調査研究主旨、スケジュール等について説明 班別に執務機能についてフリーディスカッション |
| 第2回 | 3月11日 | 班別にパーティカルゾーニングの研究 班別に執務空間のレイアウトイメージの研究 |
| 第3回 | 3月21日 | 効率的な執務空間についての意見確認 課題整理一覧表の確認 執務空間調査について意見交換 |
| 第4回 | 5月23日 | 中間報告について確認 執務空間調査についての結果報告 執務機能に関連する課題について意見交換 |
| 第5回 | 6月5日 | 他のワーキングの検討状況報告 事務スペース面積の考え方について 基本構想案についての検討 |
| 第1回(*2) | 10月30日 | 基本構想の策定と新たな検討体制について説明 先進事例研究(福生市) 基本設計のための方針案の検討-1 |
| 第2回 | 11月14日 | 先進事例研究(西尾市、鈴鹿市、岩国市) 基本設計のための方針案の検討-2 |
| 第3回 | 11月25日 | 基本設計のための方針案の検討-3 |

(4) IT機能ワーキング検討経過

| | 開催日 | 主な検討事項 |
|---------|----------------|--|
| 第1回(*1) | 平成20年 2月20日 | 調査研究主旨、スケジュール等について説明 移転に伴う諸課題について意見交換 |
| 第2回 | 3月12日 | 各システムの現況把握 各システム計画に新庁舎建設計画が与える影響 |
| 第3回 | 3月25日 | 経過検討報告案について |
| 第4回 | 5月20日 | 作業部会の報告について 新庁舎におけるシステムについて |

(5) 防災機能ワーキング検討経過

| | 開催日 | 主な検討事項 |
|------------|-----------------------|---|
| 第 1 回 (*1) | 平成 2 0 年 2 月 2 0 日 | 調査研究主旨、スケジュール等について説明 建物の耐震レベルについて 災害対策本部の方針について意見交換 |
| 第 2 回 | 3 月 1 1 日 | 災害対策本部の方針について意見交換 |
| 第 3 回 | 3 月 1 9 日 | 防災センターとしての必要な諸室、イメージ 災害時の防災センターの使い方について意見交換 |
| 第 4 回 | 5 月 1 9 日 | 防災センターとしての必要な諸室、イメージ 災害時の防災センターの使い方について意見交換 |
| 第 5 回 | 6 月 3 日 | 先進都市視察（横須賀市、横浜市、神奈川県） |
| 第 1 回 (*2) | 1 2 月 2 4 日 | 基本計画について |
| 第 2 回 | 平成 2 1 年 1 月 1 3 日 | 前回ワーキング後の御意見について 平塚市新庁舎建設基本計画について 今後のスケジュールについて |

(6) 周辺整備ワーキング検討経過

| | 開催日 | 主な検討事項 |
|------------|-----------------------|--|
| 第 1 回 (*1) | 平成 2 0 年 2 月 2 0 日 | 調査研究主旨、スケジュール等について説明 周辺整備の方針について自由討議 |
| 第 2 回 | 3 月 1 2 日 | 交差点改良について 建物計画について意見交換 |
| 第 3 回 | 3 月 2 6 日 | 新庁舎敷地へのアプローチについて まちづくり交付金について 国合同庁舎との一体的整備について |
| 第 4 回 | 5 月 2 0 日 | 建物配置、駐車場、周辺とのつながり、新館跡地、 消防庁舎について意見交換 |
| 第 5 回 | 6 月 2 日 | 建設工事や仮設庁舎について意見交換 |
| 第 1 回 (*2) | 1 2 月 2 5 日 | 高度地区について 周辺道路について まちづくり条例について |
| 第 2 回 | 平成 2 1 年 1 月 1 4 日 | 前回会議後の意見について 平塚市新庁舎建設基本計画について 今後のスケジュールについて |

(7) 議会機能ワーキング検討経過

平成20年10月以降、議会局内において検討した。

また、市議会においても、平成20年12月まで議会内に設置されていた「新庁舎建設検討委員会」の中で、議会機能についての研究検討がなされた。

これらの検討をもとに、議会機能ワーキングにおいて「市民に開かれ充実した議会機能を備えた庁舎の実現に向けて」(P . 2 6 ~ P . 3 1) としてまとめた。

個別条件

平塚市新庁舎建設基本構想の基本理念を実現するために掲げた4つの基本方針について、次のように新庁舎に具体化する。

1 「市民に開かれ親しまれる庁舎」の実現に向けて

市民が気軽に足を運べる身近で親しみをもてる施設として、庁舎は開放的で交流を育むつくりとし、さまざまな情報や人との交流の場を目指します。

また、庁舎は周辺のみどり豊かな景観や沿道環境と調和したデザインとし、既存樹木に配慮した緑地広場づくりにより、敷地全体としてやすらぎのある空間づくりを目指します。

(1) 情報共有スペース

市政情報コーナーの拡充を図り、ITを活用した行政情報の閲覧をはじめ、各種チラシやリーフレットの配架など行政や市民団体が実施する事業等の情報発信や、行政や議会の持つ資料や書籍などの閲覧・販売を通じ、市民・議会・行政が情報を共有できる総合情報コーナーを低層階に確保する。

また、プライバシーに配慮した情報公開相談のために情報開示室を併設する。

検討事例



東京都庁（資料閲覧コーナー）



東京都江東区（情報コーナー）

(2) 交流スペース

協働交流スペース

情報共有スペースに隣接して市民が担当職員と打合せをすることができる協働交流スペースを設置する。

また、必要な部署にはフロアに同様の交流スペースを設置する。このスペースは、専門別に分野別情報を発信する機能を持ち、協働交流スペースと同様の機能を持つものとする。

検討事例



静岡県掛川市（協働交流スペース）



平塚市まち工房（交流スペース）

多目的スペース

フォーラム、各種催し、展示をはじめ、場合によっては会議室、期日前投票や確定申告など多目的に活用できるスペースを低層階に確保する。

検討事例



東京都千代田区（多目的スペース）



東京都千代田区（多目的スペース）

玄関ホール

玄関ホールは、来庁した市民が迷うことなく目的の窓口へ向かうことのできるわかりやすいつくりとする。

また、交流スペースのひとつとして、来庁した市民がくつろげる明るい空間を演出し、簡単な打合せができる機能を有し、さらに湘南や七夕など平塚市をアピールする空間づくりに努める。

検討事例



山口県岩国市（玄関ロビー）



山口県岩国市（錦帯橋をアール）



愛知県西尾市（抹茶の生産地）



三重県鈴鹿市（市の木「けやき」をイメージ）

夜間・休庁利用

市民が利用すると想定されるスペースについては、夜間や休庁日の利用に配慮する。

食堂・売店

職員だけでなく市民が気軽に利用できる配置とする。

食堂については、明るく開放的な雰囲気でも食事や喫茶を提供できるものとし、席数は十分に確保する。

売店は、障がい者雇用のコンビニエンスストアや福祉チャレンジショップ等の設置について検討する。

(3) 庁舎デザイン

建設地は、周辺に八幡山公園・平塚八幡宮・文化公園といったまとまったみどりを持ち、また、図書館・博物館・美術館・旧横浜ゴム平塚製造所記念館などの文化機能をいつでも楽しめる街なかのオアシスの中心に位置している。庁舎は、湘南の爽やかな風が流れ、みどり豊かな景観や環境と調和したデザインとする。



八幡山公園と旧横浜ゴム記念館



文化公園

(4) 外構計画

沿道にあるくすの木などの既存樹木に配慮した緑地広場づくりにより、南から北への緑の連続性と歩行空間の確保に努め、公共施設ゾーンの中心としてやすらぎのある空間を目指したつくりとする。

(5) 芸術作品・記念植樹木

既存建物、敷地内及び既存庁舎内の工作物や芸術作品、記念植樹された樹木等については、その親和性や重要性を勘案し、保存や移植について配慮する。



平塚市議事堂レリーフ



平塚市役所 記念植樹木

2 「人と地球環境にやさしい庁舎」の実現に向けて

ユニバーサルデザインの理念を取り入れ、誰にでもわかりやすく、移動しやすく、利用しやすいを基本に、人にやさしい庁舎とします。駅やバス停などからの経路についても、案内サインや段差解消など人にやさしい周辺公共施設整備を目指します。

また、地球環境に配慮した環境負荷の低減のため、自然エネルギーの導入を積極的に進め、省エネ・省資源対策のモデルとなる庁舎を目指します。

(1) ユニバーサルデザイン

高齢者や障がい者、子ども、外国人など、全ての人の利用に配慮した、わかりやすく、移動しやすく、明るい庁舎とする。

バリアフリー新法、神奈川県福祉の街づくり条例に適合したユニバーサルデザインの理念を実現した建築物のモデルとなる庁舎を目指す。

利用者動線

窓口は、低層階への配置や関連窓口の近接配置など、動線の短縮に配慮することで来庁者の利便性の向上を図る。

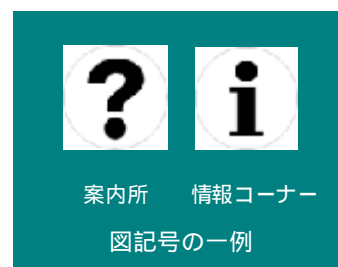
また、上下階への移動についても、エレベーターやエスカレーターなど誰もがスムーズに移動できる方法を検討する。

サイン計画

誰もがスムーズに目的の窓口に到達するよう、わかりやすい案内表示、外国人対応表示をはじめ、点字誘導、音声案内などの導入を検討する。

また、待合スペースには必要に応じて電光表示板を設置するなどの配慮をする。なお、表示は機構改革等や配置変更にも配慮する。

検討事例



多目的トイレ

各フロアに車椅子使用者、オストメイト、乳幼児連れの親子などに対応できる「みんなのトイレ」を設置する。また、休庁日の利用にも配慮した配置とする。

検討事例



キッズスペース

子ども連れの市民がよく利用する窓口のあるフロアには、授乳やオムツ替えのできるスペースとキッズスペースを配置する。キッズスペースは事故防止に配慮した配置とする。

検討事例



(2) 庁舎への安全なアプローチ

サイン計画

徒歩、自転車、バイク、自動車等の手段を使って来庁する市民でも、スムーズに目的の場所に誘導できるサイン計画を実施する。

バリアフリー

周辺道路及び外構計画は、バリアフリーの動線計画とする。
また、歩行者の安全に配慮した動線計画とする。

歩行空間の確保

歩行者への安全性に配慮し、敷地周縁部には、歩行空間を設ける。

車寄せ

自動車（タクシーなど）を利用して来庁する高齢者や障がい者等が雨の日でもスムーズに乗降できる車寄せを設置する。

検討事例

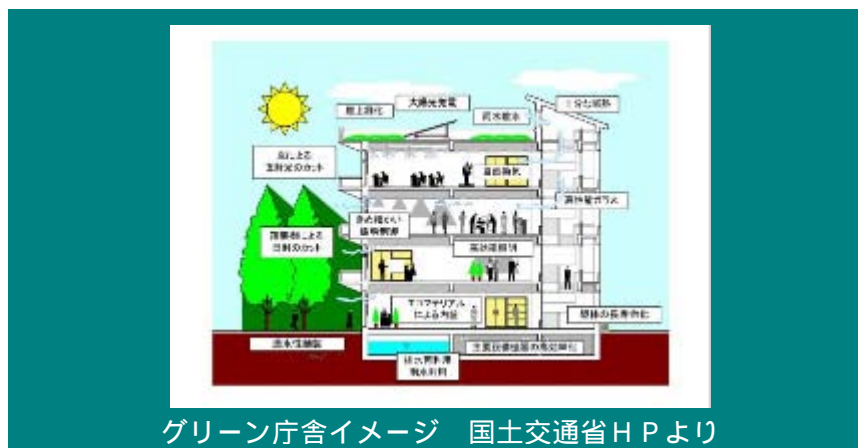


(3) 省エネ・省資源対策をした地球環境にやさしい庁舎

- ・ 平塚市環境基本条例、平塚市環境基本計画、平塚市地球温暖化対策実行計画、環境マネジメントシステムに配慮する。
- ・ 環境との共生のために環境保全対策のモデルとなる「グリーン庁舎」を採用する。
- ・ 太陽光発電装置の設置を検討する。

- ・ 深夜電力を活用した設備の導入を検討する。
- ・ コ・ジェネレーションシステムについて検討する。
- ・ フロアごとの電力使用量等がわかる装置導入の検討をする。
- ・ クールビル用施設の設置について検討する。
- ・ 事業所の模範となるよう緑地を確保するとともに、屋上緑化、壁面緑化、駐車場緑化などあらたな緑化を検討する。
- ・ 散水やトイレの水に、一部、雨水を活用することを検討する。
- ・ 雨水貯留タンクの設置を検討する。
- ・ フロアごとの室温調整が可能な空調設備を導入する。
- ・ 執務スペースは、十分な自然採光に留意し、自動調光の採用により照度管理を徹底する。
- ・ ごみの分別収集のためのスペースを確保する。

検討事例



コ・ジェネレーションシステム

ひとつのエネルギー源から、電気と熱などを同時に発生させ供給するシステム。熱電供給システム、あるいは熱供給発電と訳される。出されるエネルギーを有効かつ多角的に利用できる。

3 「市民の安心・安全な暮らしを支える拠点としての庁舎」の実現に向けて

庁舎は市民の安心・安全な暮らしを支える拠点として、高度な耐震性、防火性及び災害時に対応できる機能を備えた自立性のある建物とし、災害など有事の際には危機管理の拠点として、また災害復興の拠点としての役割と機能を担う庁舎とします。

(1) 防災拠点

新庁舎には、自然災害や特殊災害などから、市民の生命、財産を守るため、災害情報を一元的に迅速かつ的確に把握し、情報分析、情報発信、災害対策の決定・指示などを行う機能を担う、「危機管理の拠点」「災害復興の拠点」となる災害対策本部会議室を中心とした防災対応機能を導入する。

この機能のために必要な主な諸室は、災害対策本部会議室、情報収集室、共用会議室、関係機関室、災害即時対応室、情報受発信室、無線通信室、消防指令センターとする。

- ・ 配置は、中層階で防災危機管理部と消防本部は連携のとりやすい位置とし、市長室等と近接した位置とする。
- ・ 情報収集室、無線通信室、消防指令センター以外の諸室については、平常時は研修室や会議室として使える形態とする。
- ・ 消防指令センター等の機器の入れ替えに容易に対応できる形態とする。
- ・ 大雨、洪水による浸水対策を施すものとする。
- ・ 災害時、災害対応従事に支障のないように、セキュリティや配置に考慮した形態とする。

(2) 建物の耐震性

庁舎は、多くの市民などが来庁する建物であることから、大地震時の安全確保が第一となり、機能面においても建物の補修等を行うことなく、即座に対応業務がとれる状態でいられるものとする必要がある。

官庁施設の総合耐震計画基準でいう、『災害応急対策活動に必要な施設』としての耐震性のランク（ランクは構造体が3段階、建築非構造材と建築設備が2段階に分かれている。）として、構造体 類、建築非構造材 A 類、建築設備甲類とする。ただし、建物が構造的に分離できる複数棟になる場合で、防災拠点の主要部（災害対策本部会議室及び周辺諸室、防災危機管理部、消防本部、市長室等）が入居しない棟については、構造体ランクを 類以上とする。

これに基づき、総合的な耐震性能を確保するための構造は、耐震構造及び免震構造、制震構造等とする。

「構造体」とは、基礎、柱、はりなどの構造耐力上主要な部分をいう。

類：大地震動後、構造体の補修（ 類の場合は「大きな補修」）を行うことなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られているもの。

「建築非構造部材」とは、外壁のタイル、天井材、間仕切り壁などをいう。

A 類：大地震動後、災害応急対策活動や被災者受け入れの円滑な実施をするうえで、支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の確保に加えて十分な機能確保が図られているもの。

「建築設備」とは、照明器具、通信機器、配管類、空調機器、受水槽などをいう。

甲類：大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていると共に、大きな補修を行うことなく、必要な設備機能を相当期間継続できるもの。

4 「市民サービス、事務効率の向上を目指した機能的な庁舎」の実現に向けて

高度情報化社会に対応した建物構造や設備と合わせて、事務効率に配慮した機能的でフレキシブルな執務空間の形成を図り、最適な室内環境の維持と省エネ化・省力化を目指します。

また、将来にわたる維持管理費を含めたライフサイクルコストを考慮した上で、建物の機能性とデザイン（意匠）のバランスがとれた庁舎とします。

(1) IT対応

執務室（事務室、会議室等）のフロアはOAフロアとし、配線や電源に配慮し高度情報化へフレキシブルに対応可能なものとする。また、十分なセキュリティ対策を講じた電算室を確保する。

災害時における万全なシステム保全対策を図る。

(2) 執務空間

配置の目安

窓口部門と市民の利用に供する施設は、市民の利便性に配慮し低層階に配置するとともに時間外開庁に対応できるようセキュリティを考慮する。窓口対応が少ない部署に関しては、窓口部門と混在しないように配置する。業務の関連する部署は、動線が短くなるよう配置に配慮する。市長室や議会関連施設は、市民にとって身近に感じられるよう配置する。食堂や売店は市民も利用しやすい場所とする。

想定される部署配置例

低層階（1階～2階）

〔市民部、福祉部、健康・こども部、総務部（税務）、会計課、玄関ホール、情報共有スペース、交流スペース〕〔食堂、売店〕

中高層階（3階～）

〔市長室〕〔災害対策本部室、防災危機管理部、消防本部〕

〔企画部、総務部〕〔経済部、環境部〕

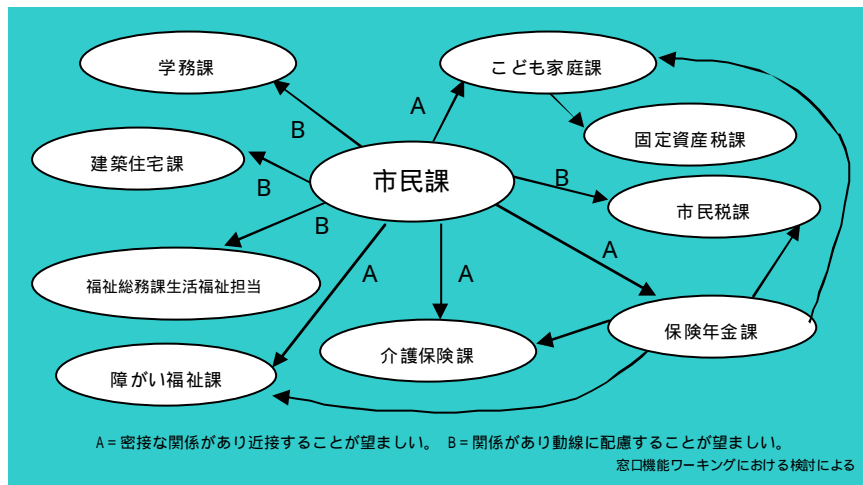
〔まちづくり政策部、まちづくり事業部、土木部〕

〔教育総務部、学校教育部、社会教育部〕〔議会局、行政委員会〕

窓口配置

市民がよく利用する窓口は、できるだけ低層階に配置する。利用内容によって、他の窓口へ市民を案内することが多い窓口は、関連した窓口を同じフロアに集約した配置とするなど動線の短縮に配慮する。また、総合案内から案内しやすい配置とする。

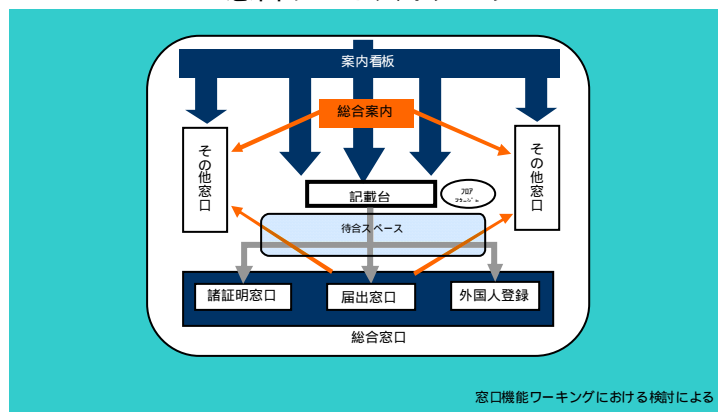
市民課を中心とした業務関連図



窓口サービス

低層階に配置する窓口は、市民サービス向上のために、市民課を中心にワンストップサービス手法を導入した総合窓口や来庁した市民を的確に案内する総合案内の設置、関連窓口の配置などを総合的に検討し、各種手続き等にかかる時間と動線の短縮を図る。また、十分なカウンタースペース、機能的な記載台及び、ゆとりある待合スペースを確保する。

窓口サービスイメージ



フロア形態

事務スペース内は時代の変化や機能の変化にフレキシブルに対応できるオープンフロアを基本とし、事務効率に配慮した機能的な執務空間を創出する。ただし、機密情報やプライバシーの保護などセキュリティを十分に配慮するとともに、必要に応じて個室形式も採用する。

特に市民利用の多い窓口のあるフロアは、職員動線と市民動線の分離について配慮する。

検討事例



山口県岩国市(オープンフロア)



三重県鈴鹿市(オープンフロア)

窓口カウンター

窓口カウンターは、高齢者や障がい者、子ども連れの方など誰もが利用しやすいローカウンターを基本とする。ただし、業務によっては、ハイカウンターを用いるなど、窓口特性に配慮する。

検討事例



東京都千代田区(ハイカウンター)



山口県岩国市(ローカウンター)

フロア打合せスペース

一般事務室階には、打合せスペースを配置する。このスペースはフロア共用とし、来客対応や業務打合せに使用する。

検討事例



三重県鈴鹿市(フロア端に配置)



山口県岩国市(カウンター並びに配置)

事務室内打合せスペース

事務室内には、必要に応じて作業・打合せ兼用スペースを設ける。

ワークスペース

各フロアには必要に応じて、作業性に優れたコピースペースなどを設ける。

待合スペース

中層階以上に配置する窓口については、来庁者数に応じた待合スペースを設ける。

部長室

オープンフロアの採用により、部長室は固定壁を設けないフレキシブルな配置計画とする。しかし、必要に応じて仕切りや応接スペースを設置するなど執務機能に支障のないよう配慮する。

会議室

研修や講演会などに利用できる大会議室を設置する。また各フロアに会議室(中会議室、小会議室)を設置し、可動間仕切りによってフレキシブルに活用できるよう工夫する。また、OA機器の設置と使用に配慮した会議室も設置する。なお、このスペースは職員の昼休憩用に活用可能なものとする。

(3) 相談スペース

窓口

相談を受ける窓口は、ブースや仕切り板を採用するなど、相談者のプライバシーに配慮する。

検討事例



相談室

相談業務があり、相談室を必要とする部署には、相談者が落ち着いて相談できるようプライバシーの保護に配慮した個室形状の相談室を設置する。

検討事例



(4) セキュリティ

庁舎のセキュリティを高めるために、身分証明書のＩＣカード化等の導入を検討する。また、必要に応じて防犯カメラの設置を検討する。(相談室、窓口、秘書課など)

個人情報等プライバシーに配慮し、職員の執務スペースと市民利用のあるスペースの分離に努める。

休日や開庁時間外に玄関ホール・多目的スペース・会議室などを市民利用できるように、事務室へ立ち入りができない仕組みとする。

検討事例



愛知県西尾市（指認証システム）



三重県鈴鹿市（防犯カメラ）

(5) 快適な室内環境の確保

空調

個別（フロア毎）に室温調整が可能であることが望ましい。

照明

執務スペースには自然採光があることを基本とする。照明計画は、必要な照度を確保するとともに、オープンフロアにフレキシブルに対応できるものとする。

(6) ライフサイクルコスト

将来にわたる維持管理費、あるいは建物躯体の長寿命化に対し建築設備など中長期（20～30年）的に改修を必要とするものを踏まえたライフサイクルコストに十分配慮する。

また、建築時における省資源製品の活用に配慮し、建物ライフサイクル全体で、省エネルギー及び省資源に努める。

5 市民に開かれ充実した議会機能を備えた庁舎の実現に向けて

新庁舎における議会関係施設は、コスト面、セキュリティの合理性、市民の親しみやすさ、接しやすさなどを考慮して、行政庁舎との合築とする。

ただし、議会関係施設の空間配置ならびに動線は行政庁舎からの一定の独立性及び重厚さを確保し、できるだけ上層階に1フロアで配置する。

また、議会活動の一層の充実を図るため、関係諸室の十分な広さの確保と高度な情報通信環境を整備する。

さらに、これからの「開かれた議会、親しみのある議会」の実現に向けて「市民、議会、行政が共に利用できる環境を整備するために、セキュリティゾーン以外は開放的に配置するものとし、市民との接点を重視した協働の場としての機能・空間の実現や、議会空間の多目的利用についても考慮する。

- 1 議会機能が十分発揮されるよう必要な諸室を確保する。
- 2 議場、議場傍聴席、一般傍聴受付用フロア、説明員控室、委員会室(可動式4室)、全員協議会室(1室)、議長室(議長応接室を兼ねる)、副議長室、会派控室(5会派プラス無所属分・可動式)、議員応接室、議員会議室、議会局、議会局長室、応接室、会議室、議会書庫、システム設備管理室、議会図書室(情報コーナーを兼ねる)、特別傍聴室、トイレ、喫煙室、自販機室、議会用駐車場の確保、議場の録音室(議場内書記席で操作可能であれば必要とせず)、放送室(ケーブルテレビやインターネット中継の機械操作室)
- 3 議場の形式と諸室のレイアウト、施設の仕様・設備機器仕様等を設定し、セキュリティにも配慮し、セキュリティ管理ゾーン以外は、市民等に開かれたレイアウトに配慮する。
- 4 議会機能や議会活動の状況をふまえ、可能な範囲で議会空間の市民利用の可能性など多目的利用についても考慮する。
- 5 高度な情報通信環境、設備など議会活動の充実に資する基盤を装備する。
- 6 市民にとって身近な議会となるよう、機能面での配置や空間構成を工夫するとともに、議会情報の提供に配慮する。

【(本会議・委員会)運営のための諸室及び機能】**「議場関係」**

- ・ 議長席、局長席、演壇（上下自動可動式、車椅子にも対応可能とする）、議席、理事者席、再質問席、書記（事務局）席、速記者席の確保
- ・ 議場内のフラット化（車椅子利用のスペースの確保）、多目的利用（講演会、コンサート等）
- ・ 空調、音響、照明設備の性能アップ
- ・ 録音室の確保（書記席で操作可能であれば必要としない）
- ・ 放送室（ケーブルテレビ、インターネット中継関係操作室）の確保
- ・ 外部配信（ケーブルテレビ、インターネット等）可能な設備を整備
- ・ 議場内放送システムの導入（議場システムの構築、書記席での操作を可能に）
- ・ 投票システムの導入（スクリーンなどの映像設備）
- ・ 質問残時間表示計
- ・ 難聴者補助システムの設置（イヤホン等）
- ・ 議場から他室への電話等連絡装置の設置
- ・ 手話通訳、要点筆記スペースの確保
- ・ 議席でのパソコン操作に対応できる整備
- ・ インターネット中継設備の整備
- ・ 緊急地震速報装置の設置

「議場傍聴席」

- ・ 100席（車椅子用スペース5席含む）確保
- ・ 幼児室の確保
- ・ 記者席の確保
- ・ 空調、音響、照明設備の性能アップ
- ・ 耳の不自由な方のために難聴者補助システムを設置。専用の補聴器に議場内の音を送信し、増幅して聞いていただく。専用の補聴器は5台
- ・ 傍聴席用に正面スクリーンを補完するテレビモニターの設置

「説明員控室」

- ・ 本会議及び委員会時における控えの職員がスムーズに連絡をとることができるように、本会議場や委員会室に近い場所への設置
- ・ テレビモニターの設置

「委員会室」

- ・ 4室の確保（4常任委員会）（パーティションも検討）、閉会中貸し出し可能とする。
- ・ 各委員会室の机・椅子各115席分の確保（議員用30席、説明員用50席、記者席12席、書記・速記者席5席、一般傍聴用18席）
- ・ 各委員会室前に予定会議名や場所、時間等を表示するモニターの設置
- ・ 委員会室から他室への電話等連絡装置の設置
- ・ 委員席、委員外議員席、答弁者席にマイクの設備
- ・ 各委員会室にカメラを設置し、庁舎内のテレビモニターへ放映可能にする。
- ・ 外部配信（ケーブルテレビ、インターネット等）は可能な設備を整備
- ・ 委員席へのパソコン持込に対応できる整備
- ・ 説明用のプロジェクター設備
- ・ 緊急地震速報装置の設置
- ・ インターネット中継設備の整備
- ・ ケーブルテレビ放送設備の整備

「全員協議会室」

- ・ 委員会室と同様の機能を有し、委員会室の2倍のスペースを有する。
- ・ 議席でのパソコン持込への対応

【セキュリティで管理していく諸室】

「セキュリティの確保」

- ・ 会派控室等のゾーンは、セキュリティカード等による開閉
- ・ 来庁者は議会局で受付後、議員へ連絡となるような配置
- ・ セキュリティ管理は、行政部門で一元管理

「議長室」及び「副議長室」

- ・ 議会の機能性を考え、「議長室」及び「副議長室」を個別で確保する。
- ・ 本会議、委員会等の中継等のテレビモニターの設置
- ・ 議長室は、会派代表者会議等議会内の打合せや応接にも使用できるようにする。
- ・ セキュリティで管理できるようにする。

「会派控え室」

- ・ 改選等に伴う会派数の変更も考慮し、将来的に間仕切り（防音壁）で対応可能とする。
- ・ セキュリティ等を勘案し、同フロアに位置づける。
「会派ごとの控え室（平成20年10月現在、5会派プラス無所属3人）」
大：1室（平塚クラブ 12人）中：2室（湘南民主 6人）（公明党 5人）
中：3室（共産党 2人）（市民派の会 2人）（無所属 3人）

「議員応接室」

- ・ 議員の打合せ時に使用するため必要とする。
- ・ セキュリティで管理されている応接室とする。

「議員会議室」

- ・ 議員の打合せ用として必要とする。
- ・ セキュリティで管理されている会議室とする。

【事務局機能における諸室等】

「議会局」及び「議会局長室」

- ・ 来客者等にも気が配れるよう、開放的に配置する。
- ・ 事務局には書庫も配置する。
- ・ エントランスゾーンとセキュリティゾーンの間に配置する。
- ・ モニター等の設置

「応接室」

- ・ 議員の打合せや接客用に使用するため必要とする。

「会議室」

- ・ 議員や職員の打合せ用として必要とする。

「議会書庫」

- ・ 会議録や議決原本等は年々増大することを見込み、その分のスペースを確保し、さらに、可動式の書架等を設置し効率的な議会運営が行なえるようにする。

【システム設備管理室】

- ・ 議場内システムを導入するに当たり、システム機器を配備するとともに定温湿度管理できるような機能を有する。

【その他市民等に関していく諸室等】

「議会図書室」

- ・ 開かれた議会をめざし、市民・議会・行政が共同で利用できる環境を整備する。
(閲覧、貸し出し可能などは今後の検討)
- ・ 「開放的に配置する」という考え方にに基づき議会部門の入口付近に配置し、市民や議会からの情報発信の場とするとともに、市民と協働の役割を果たす場とする。
- ・ 談話室や情報コーナー的機能を有し、議会部門の入口付近に配置させる。

「特別傍聴室」

- ・ 開かれた議会をめざし、子ども連れでも議会を傍聴できるよう場所の確保を必要とする。

「トイレの確保」

- ・ 議会部門が2階層になれば、各階層には男女別々のトイレを2箇所、障がい者も利用できるようにする。

「喫煙室」及び「自販機室」の設置

- ・ 開かれた議会をめざし、多くの市民の傍聴等を期するために、市民の憩いの場を設ける。

「駐車場の確保」

- ・ 本会議等の開催は、会議開始時間が定められているので、議会開催中における議員、一般傍聴者のための駐車場の確保を必要とする。

「議員出退表示板の設置」

- ・ 議会部門の入り口及び庁舎内にも必要

【議会専用エレベーター】

- ・ 議会部門を庁舎の上層階に位置づけた場合、会期中に限り、議会専用(直通)エレベーターの設置を必要とする。

6 その他必要なスペースについて

ここまで基本方針を具体化するため、それぞれの方針及び機能ごとに必要な項目を掲げてきた。ここでは、それぞれの基本方針に振り分けることなく、庁舎機能をより有効活用するための観点から必要とされるスペースについて主なものを掲げる。

(1) 市長室等

市長室等

市長室、副市長室(2室)、応接室(4室)、会議室、来客用待合室、倉庫、給湯スペース等を設置する。

市長室は、執務室と会議室を分けて配置し、会議室は庁議室等として使える機能的なものとする。また、理事者用トイレを設置する。

応接室は、遮音に配慮するとともに、2室は同じ面積とし、副市長専用の応接室とする。

配置については、階段で昇降できる中層階(3階等)が望ましい。

エレベーターの近くに配置するなど、来客動線に配慮する。また、セキュリティのため秘書課執務室には受付カウンターを配し、ここを経て各理事者室へ入るようにするなど動線に配慮する。

検討事例



教育長室

教育委員会のあるフロアに教育長室を設置する。
来客動線やセキュリティに配慮する。

特別職員諸室

監査委員などの特別職員の諸室については、所管する部署と協議の上設置する。

設置の際は利用者動線、セキュリティに配慮する。

(2) 書庫

スペースを最大限に活用するため、可動書架等を装備した保存文書庫（文書保存箱 16,150 箱分）を設置する。この保存文書庫は搬入出に配慮して、荷物用（職員用）エレベーターの近くに配置し、セキュリティに十分配慮するとともに、書庫管理業務及び文書調査や検索のためのスペースを同時に確保する。

また、保存文書庫とは別に、各フロアに短期保管用の書庫を設置する。

検討事例



(3) 倉庫

各フロアには、倉庫を確保する。特に必要な部署には、十分なスペースを確保するとともに、搬入出しやすい場所を検討する。

(4) 納品運搬用（業務用）エレベーター

来庁者用とは別に、荷物用エレベーターを設置することを検討する。納品など業務用車両の荷物搬入スペースの設置を検討するなど動線に配慮する。

(5) 福利厚生

休憩スペース

自動販売機を備えたリフレッシュルームと完全空間分煙が実施できる排煙施設を備えた喫煙スペースを設置する。来客の多いフロアについては職員用と別に設置する。

給湯スペース

各階に給湯スペースを確保する。

ロッカールーム

ロッカールームは業務特性に考慮して配置する。ロッカー設備の工夫などによる省スペース化に配慮するとともに、職務上着替えが必要な職員が多いフロアは更衣スペースの確保に配慮する。

洗面スペース

各フロアに職員が使用する洗面スペースを確保する。これは、トイレの手洗い場所を充実させることでもよい。

健康相談室

職員のプライバシーに配慮し、相談がしやすい空間とする。
衛生面に配慮した医務室機能を持つものとする。

職員共済会事務室

職員の福利厚生事業を行うため、平塚市職員共済会事務室を設置する。

職員休養室

職員が食事や休憩をする職員専用の休憩室を男女別に設置する。また、災害対策本部設置時には、仮眠スペースとしても利用できるような和室を想定する。

管理面から職員共済会事務局に近接していることが望ましい。

(6) その他諸室

その他必要となる諸室については、用途に応じて使いやすいものとなるよう、所管する部署と協議の上設置する。なお、代表的なものは次のとおりである。

法令・文書関係資料コーナー

法令・文書関係資料コーナーとして、主に行政総務課で収集・管理している書籍を他課の職員が閲覧するためのスペースとして行政総務課に隣接して配置する。各課で所蔵している資料あるいは書籍の一括管理についても検討する。

印刷室

現況スペースの確保に加え、将来導入すべき機器の設置スペースと作業スペースを確保する。また、現在、通路やロッカースペースを占有しているコピー機、丁合い機等印刷関係機器の設置スペースを印刷室に隣接して確保する。

郵便物配送室、毛筆浄書室

郵便物の集配施設として、所管の行政総務課に近接して配置する。昇降設備との動線について配慮する。各課への文書配布棚を設置する。

電話交換室

平成20年度導入の光電話対応機器を移設するスペースの確保（豊原分庁舎分含む）。電話交換手（4人交代制）の執務・控室等を確保する。

記者室

平塚記者クラブの報道機関（12社）が入るスペースを確保する。その他配置及び設置機器等について、所管する広報・情報政策課と協議の上、専用室を設ける。市政記者室についても配慮する。

環境測定室・大気汚染常時監視施設

特殊性を要する執務スペースであることから、その配置及び設置機器等について所管する環境保全課と協議の上、専用室を設ける。

入札室

約30人収容の専用室を、所管課である契約検査課との動線に配慮し配置する。

研修室

約120人のセミナーの開催が可能な専用室を想定する。音響設備に加えOA機器への対応に配慮する。研修講師のため給湯設備等を備えた控室を用意する。階下への反響音の発生に留意する。

(7) 駐車場

市役所の駐車場必要台数は、公用車用約100台、来庁者用約200台とし、自転車・バイク用駐車場は、約700台必要である。

別に国合同庁舎用も必要であり、一体的整備に配慮した計画とする。

来庁者用

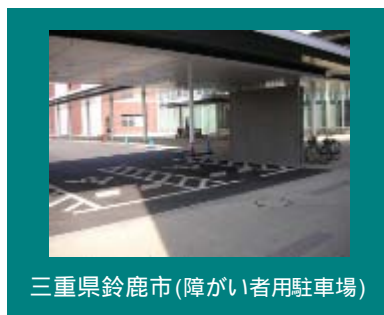
来庁者用約200台については、できる限り敷地内に確保する。

障がい者用駐車スペースを建物出入口付近に確保し、屋根を設置するなど雨天時の乗降に配慮する。

また、マイクロバス等大型車の駐車スペースについても配慮する。

休庁日をはじめ開庁時間外の有料開放へ対応可能なものとする。

検討事例



公用車用

原則として公用車は、敷地外にて対応する。

理事者用やマイクロバス等については、セキュリティ上敷地内に専用の車庫を確保する。

記者用

記者用駐車スペースとして、約5台分敷地内に確保する。

自転車・バイク用

自転車・バイク用の駐車場をそれぞれ別に、敷地内に確保する。

この際、来庁者用と職員用は別に設置し、省スペース化のため収納ラック等の設置に配慮する。

公用車の自転車とバイクについては、セキュリティ上敷地内に専用の車庫を確保する。

7 効率的な建替え計画

工事期間中においても、現庁舎を可能な限り使用し、仮設庁舎の規模は最小限なものとなるように、配置計画や建設工程を検討し、業務に極力支障の出ない建替え計画とする。

部署配置

新庁舎へ配置する部署は次のとおりとする。

1 新庁舎へ配置する部署

| 部 名 | 課 名 |
|----------|---|
| 企画部 | 企画課、行財政改革推進課、財政課、秘書課、広報・情報政策課 |
| 防災危機管理部 | 防災危機管理課 |
| 総務部 | 行政総務課、職員課、財産管理課、契約検査課、庁舎建設室、市税総務課、市民税課、固定資産税課 |
| 経済部 | 産業振興課、農水産課、商業観光課 |
| 市民部 | 協働推進課、市民課、市民情報・相談課、文化・交流課、くらし安全課、人権・男女共同参画課 |
| 福祉部 | 福祉総務課、高齢福祉課、障がい福祉課、介護保険課 |
| 健康・こども部 | こども家庭課、青少年課、保険年金課 |
| 環境部 | 環境政策課、資源循環課、環境保全課、 |
| まちづくり政策部 | まちづくり政策課、開発指導課、建築指導課 |
| まちづくり事業部 | まちづくり事業課、みどり公園・水辺課、建築住宅課 |
| 土木部 | 土木総務課、土木調整課、土木補修課、道路整備課、下水道整備課 |
| 行政委員会等 | 会計課、議会局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局 |
| 教育総務部 | 教育総務課、教育施設課、学校給食課 |
| 学校教育部 | 学務課、教職員課、指導室 |
| 社会教育部 | 社会教育課、スポーツ課 |
| 消防本部 | 消防総務課、予防課、消防救急課、情報指令課 |

注) 公営事業部、健康課、環境業務課、環境事業センター、病院事務局、子ども教育相談センター、教育研究所、中央図書館、博物館、美術館、消防署については、新庁舎には入らず現状のままを想定する。

注) で囲んだ課が所管する次に掲げる施設等については、新庁舎建設に関わらず、現状施設にて職員（嘱託員含む）が業務を行うことを想定している。

- | | |
|---------------|-------------------------------|
| (1) 農水産課 | みなと水産担当 |
| (2) 協働推進課 | 市民活動センター |
| (3) 市民課 | 市民窓口センター |
| (4) こども家庭課 | 花水台ハイム、保育園、通園センター、療育相談室 |
| (5) 青少年課 | びわ青少年の家、子どもの家 |
| (6) 資源循環課 | リサイクルプラザ |
| (7) みどり公園・水辺課 | 作業員控室、総合公園管理事務所、土屋霊園管理事務所 |
| (8) 土木総務課 | 四之宮ふれあいセンター |
| (9) 土木補修課 | 作業員控室、豊田資材置場 |
| (10) 学校給食課 | 東部・北部学校給食共同調理場、単独校調理場 |
| (11) 社会教育課 | 各公民館、真田北金目遺跡調査会事務所、埋蔵文化財調査事務所 |

なお、平塚市新庁舎建設基本構想P14（別表1）新庁舎への配置を想定する部署について、一部見直しを行った部署は次のとおり。

[全て新庁舎へ配置する部署]

- (1) 産業振興課
勤労会館については、平成21年4月から指定管理者制度が導入された施設であることから、これを除外し産業振興課は、全て新庁舎へ配置する部署とした。
- (2) 市民情報・相談課
消費生活センターについて、現在は市民活動センター内に同居しているが、本庁舎にある他部署との連携を必要とする業務であり、市民サービス向上の視点からも本庁舎へ配置する施設とする。このことから、市民情報・相談課は、全て新庁舎へ配置する部署とした。
- (3) 建築住宅課
現在、新館にて業務を行っている、住宅管理作業については、平塚市行政改革実施計画により、平成22年度から外部委託とする予定である。したがって、建築住宅課は、全て新庁舎へ配置する部署とした。
- (4) スポーツ課
庭球場については、平成21年4月から指定管理者制度が導入された施設であることから、これを除外しスポーツ課は、全て新庁舎へ配置する部署とした。

[新庁舎へ配置しない部署]

- (1) 健康課
健康課の予防担当については、平成20年4月の新保健センター完成を機に、現在の庁舎から移転し、同センターにて業務を実施している。健康課所管の業務は、健康づくり担当と一体となった事業推進が、より市民サービス向上に資すると考えられること、また、休日・夜間急患診療所の運営に関し、同センターに事務所がある医師会等との連携が図られるこ

とにより、健康課は全て新庁舎には配置しない部署とした。

(2) 環境業務課

環境業務課については、新庁舎移転後も作業員控室などの一部機能が現場に残ることを想定する部署としていたが、事務部門との分離は業務に支障をきたすことが想定されることからこれを一体とし、環境業務課は全て新庁舎には配置しない部署とした。

(3) 教育研究所

教育研究所については、平成21年4月から教育会館へ移転したことから、教育研究所は、全て新庁舎には配置しない部署とした。

[一部機能が現場に残る部署]

(1) 農水産課

みなと水産担当が所管する水産物地方卸売市場について、管理運営面から職員が常駐する必要がある。そのため、一部機能が現場に残る部署とした。

注) 新庁舎に配置する部署の想定に当たっては、今後の法改正や地方分権の進捗、行財政改革の推進などにより、将来の組織構成が流動的であるため、現状(平成20年4月1日現在)での組織をもとに想定した。

2 想定する新庁舎の部署配置と現況事務室面積

(1) 低層階

1階に配置すべき課グループ

| | 部 | 課 | 現況面積 | 備考 |
|----|---------|--------|---------|-------|
| | 市民部 | 市民課 | 275.60 | |
| | 福祉部 | 福祉総務課 | 197.42 | 部長室含む |
| | | 高齢福祉課 | 73.50 | |
| | | 障がい福祉課 | 75.00 | |
| | | 介護保険課 | 104.67 | |
| | 健康・こども部 | こども家庭課 | 157.20 | 部長室含む |
| | | 保険年金課 | 260.00 | |
| 小計 | | | 1143.39 | 単位：㎡ |

低層階に配置すべき課グループ

| | 部 | 課 | 現況面積 | 備考 |
|----|---------|------------|--------|-------|
| | 総務部 | 市税総務課 | 110.00 | |
| | | 市民税課 | 130.50 | |
| | | 固定資産税課 | 163.40 | |
| | 市民部 | 協働推進課 | 85.35 | 部長室含む |
| | | 市民情報・相談課 | 33.60 | |
| | | 文化・交流課 | 96.55 | |
| | | くらし安全課 | 69.30 | |
| | | 人権・男女共同参画課 | 37.50 | |
| | 健康・こども部 | 青少年課 | 148.75 | |
| | 会計課 | 会計課 | 77.00 | |
| 小計 | | | 951.95 | 単位：㎡ |

(2) 中高層階

中高層階に配置すべき課グループ

| | 部 | 課 | 現況面積 | 備考 | |
|--|---------|----------|--------|-------|--------|
| | 企画部 | 秘書課 | 25.90 | | |
| | 防災危機管理部 | 防災危機管理課 | 87.50 | 部長室含む | |
| | | 消防本部 | 消防総務課 | 66.85 | 消防長室含む |
| | | | 予防課 | 27.20 | |
| | | | 消防救急課 | 30.00 | |
| | | 情報指令課 | 74.04 | | |
| | 企画部 | 企画課 | 99.60 | 部長室含む | |
| | | 行財政改革推進課 | 27.50 | | |
| | | 財政課 | 40.00 | | |
| | | 広報・情報政策課 | 147.80 | | |
| | 総務部 | 行政総務課 | 57.50 | 部長室含む | |
| | | 職員課 | 77.70 | | |
| | | 財産管理課 | 101.00 | | |
| | | 契約検査課 | 47.50 | | |
| | | 庁舎建設室 | 31.50 | | |
| | 経済部 | 産業振興課 | 92.00 | 部長室含む | |
| | | 農水産課 | 161.85 | | |
| | | 商業観光課 | 60.80 | | |

| | | | |
|--------------|------------|---------|-------|
| 環境部 | 環境政策課 | 91.08 | 部長室含む |
| | 資源循環課 | 58.24 | |
| | 環境保全課 | 108.00 | |
| まちづくり 政策部 | まちづくり政策課 | 145.14 | 部長室含む |
| | 開発指導課 | 117.20 | |
| | 建築指導課 | 132.30 | |
| まちづくり 事業部 | まちづくり事業課 | 104.70 | 部長室含む |
| | みどり公園・水辺課 | 143.80 | |
| | 建築住宅課 | 208.00 | |
| 土木部 | 土木総務課 | 138.50 | 部長室含む |
| | 土木調整課 | 76.70 | |
| | 土木補修課 | 94.30 | |
| | 道路整備課 | 124.00 | |
| | 下水道整備課 | 101.00 | |
| 教育総務部 | 教育総務課 | 72.23 | 部長室含む |
| | 教育施設課 | 62.00 | |
| | 学校給食課 | 39.60 | |
| 学校教育部 | 学務課 | 60.30 | 部長室含む |
| | 教職員課 | 35.00 | |
| | 指導室 | 66.50 | |
| 社会教育部 | 社会教育課 | 90.48 | 部長室含む |
| | スポーツ課 | 99.00 | |
| 行政委員会 | 選挙管理委員会事務局 | 46.80 | |
| | 監査委員事務局 | 56.50 | 局長室含む |
| | 農業委員会事務局 | 48.10 | |
| 議会局 | 議会局 | 84.00 | 局長室含む |
| 小計 | | 3659.71 | |
| 合計 | | 5755.05 | 単位：㎡ |

引き続き検討していく事項について

本計画は、新庁舎建設基本構想を具体化する方針案として様々な視点から検討を重ねとりまとめたものであるが、次に掲げる事項については、今後の建築設計や供用開始時までには、継続して検討をしていく必要のあるものである。

これらは、今後検討していく主な課題とし、新庁舎建設推進本部あるいは所管部署を中心に取り組んでいくものとする。

1 共通機能に関すること

(1) ユニバーサルデザイン

ユニバーサルデザインについては、庁舎の位置、形態、窓口配置などにより具体的方策が異なってくるものであることから、今後の建築設計の進展にあわせた調査検討あるいは検証を実施していく必要がある。

(2) 環境負荷低減

環境負荷低減については、庁舎の位置、形態等によって効果的なプログラムが変わってくるものと考えられる。新庁舎が省エネ、省資源のモデルとなるようにどこに何を設置するのか、今後の建築設計の進展にあわせて調査検討を実施していくとともに、その活用の方法についても掘り下げて検討する必要がある。

(3) IT関連

IT関連については、建替えに伴うサーバーや端末配置のための配線計画を建築設計の進展にあわせて行うとともに、場合によっては、新たな窓口サービスの導入などに対応し、システム活用の視点から検討を行う必要がある。

2 基本機能に関すること

(1) 窓口機能

窓口機能については、市民サービス向上の視点から、各種手続き等にかかる時間と動線の短縮を実現するために、まず、導入すべき平塚市の窓口業務環境に最適なワンストップサービス手法の具体的な検討が必要である。さらに、導入に当たっては、業務関係所管課間の詳細の調整がなされなければならない。

これらは、具体的な窓口配置計画に大きく影響することから、基本設計時にその概要が明らかになっている必要がある。

また、設置するカウンターの形状や窓口の数あるいは導入する機器、待合室の形態、キッズスペースの設置等、これら窓口をとりまく環境整備についても、選定や管理主体など具体の検討がなされなければならない。

さらに、新庁舎への移行までには、帳票、システム、職員体制、研修、業務マニュアル等の整備を行い、スムーズな導入を目指す必要がある。

(2) 執務機能

執務機能については、必要な諸室を確保し、市民が利用しやすく、事務効率に優れた機能的な配置計画やレイアウトを具体化する必要がある。これは、新庁舎の位置、形態等によってその動線が左右されることから、今後の建築計画の進展にあわせ決定していく必要がある。

また、快適な執務空間の創出のためには、課題となっている文書量の削減についても積極的な取り組みが重要となる。

さらに、OAフロア導入に伴う、職員の自席飲食についても検討されなければならない課題としてあげられる。

(3) 議会機能

議会機能については、「投票システム」、「外部配信（インターネット中継、テレビ中継等）」、「開かれた議会としての機能（議会図書室の利用、閉会中の会議室の利用、障がい者に対する配慮）」等の運営方法等について、供用開始までに具体的に検討を加え、実際の議会運営と照らし合わせ、会議規則等の整理が必要となる。

(4) 防災機能

防災機能については、災害時に庁舎が自立対応するために必要な機能の検討、災害対策本部会議室及び周辺諸室に必要な設備機器及び備品等の検討をする中で、自家発電設備や貯留水槽などの設置位置や容量、設備機器類の仕様を決定する必要がある。

また、機能が断絶することが許されない消防、防災機能の維持を考慮した建替え計画及び新庁舎と既存消防署との連携に配慮し、速やかな情報受伝達ができる計画の検討が重要となる。

(5) 市民機能

市民機能については、本計画の情報共有スペースや交流スペースは、新庁舎建替えまでに運営主体の決定や運営方法などの検討を必要とする。

また、現況の市民ホールにある銅像やレリーフなどの取扱いを検討する。

さらに、食堂、売店についての運営方法や事業運営主体の決定が必要である。

(6) 施設管理機能

施設管理機能については、導入する具体のセキュリティ設備、休庁日や夜間のセキュリティ範囲の決定などが必要となる。また、国合同庁舎との管理区分などについて協議が必要となる。

3 周辺整備に関すること

(1) 周辺交通

分散化している庁舎機能が現庁舎敷地に集約されることによる交通量の増加、また、建替え計画に伴う新庁舎及び駐車場配置による交通動線の変化により、周辺交通に影響を及ぼすことがないよう配慮することが必要である。さらに、平塚市役所前交差点の交通渋滞解消とバリアフリー化を目指した改良の検討が必要である。

建築設計者の基本設計との並行作業により、新庁舎建設に伴う周辺交通体系を決定していく。

(2) 高度地区

平成20年9月の都市計画の変更により、本敷地は第2種高度地区となったが、庁舎は、「公益上必要な建築物及び用途上やむを得ないもので、周辺の市街地環境の維持に支障がないもの」として、高度地区の高さ制限の適用を除外される可能性がある。その場合においても、制限の緩和を受ける場合の規定を準用し、歩道状公開空地等の整備により、周辺への潤い空間を創出する建築物とするなど総合設計制度等の基準に準じた建築計画を検討する必要がある。

(3) 平塚市まちづくり条例

庁舎建設は、平塚市まちづくり条例の目的を実現するため、開発事業の手本となる整備を行う必要がある。

4 その他今後の取り組みについて

平塚市新庁舎建設基本構想や本計画の策定に際しては、新庁舎建設庁内検討委員会や新庁舎建設推進本部だけでなくパブリックコメントによる御意見や市議会における新庁舎建設検討委員会などから多くの貴重な御意見をいただいている。本計画は、それらを参考として新庁舎建設基本構想を具体化するための方針を示したものであるが、この他にも今後、建築設計の中で検討していくもの、あるいは新庁舎に建替える際に検討するもの、又は、将来的に新庁舎において実現していくべきものなどの意見や提言も数多くある。これらについては、今後の建築段階に応じてその具体化を目指し継続的に検討をしていく。

添付資料

- 1 先進事例研究**
- 2 新庁舎建設基本構想策定に係るパブリックコメントの状況**
- 3 新庁舎建設推進本部設置要綱**
- 4 新庁舎建設推進本部推進部会設置要綱**
- 5 新庁舎建設推進本部推進部会ワーキング設置要綱**
- 6 新庁舎建設推進本部推進部会ワーキング名簿**

【添付資料】 - 1

先進事例研究

新庁舎建設基本構想の実現を目指し、本計画においては主に4つの基本方針と新庁舎に導入する機能について具体化するために、最近供用を開始、または建設予定の自治体の中で、自治体規模や本市基本構想において想定している庁舎規模と近似している庁舎を先進事例として研究し、参考とした。

1 東京都千代田区の事例

H 1 9 供用開始

人口 約 46,000 人

敷地面積 4,258 m²

延床面積 60,000 m² (千代田区所有は 24,500 m²)

地下3階 地上23階 (千代田区は1～10階)



2 東京都福生市の事例

H 2 0 供用開始

人口 約 61,000 人

敷地面積 4,757 m²

延床面積 10,228 m²

地下1階 地上5階



3 愛知県西尾市の事例

H 2 0 供用開始

人口 約 109,000 人

敷地面積 19,738 m²

延床面積 18,283 m²

地上7階



4 三重県鈴鹿市の事例

H 1 8 供用開始
人口 約 205,000 人
敷地面積 17,612 m²
延床面積 26,789 m²
地下 1 階 地上 1 5 階



5 山口県岩国市の事例

H 2 0 供用開始
人口 約 150,000 人
敷地面積 17,452 m²
延床面積 24,328 m²
地下 1 階 地上 7 階



6 東京都立川市の事例

建築工事中
人口 約 177,000 人
敷地面積 11,000 m²
延床面積 25,814 m²
地下 1 階 地上 3 階



7 茨城県つくば市の事例

建築工事中

人口 約 210,000 人

敷地面積 66,000 m²

延床面積 21,004 m²

地上 7 階



8 愛知県刈谷市の事例

建築工事中

人口 約 146,000 人

敷地面積 11,652 m²

延床面積 25,367 m²

地上 10 階



9 東京都町田市の事例

基本設計完了

人口 約 420,000 人

敷地面積 15,829 m²

延床面積 40,490 m²

地下 1 階 地上 11 階



【添付資料】 - 2

新庁舎建設基本構想策定に係るパブリックコメントの状況

平塚市新庁舎建設基本構想（案）に対するパブリックコメントでお寄せいただいたご意見と
そのご意見に対する市の考え方

| 項目 | ページ | お寄せいただいたご意見 | 市の考え方 |
|--------------------------------------|-----|---|---|
| 1 新庁舎建設の必要性とこれまでの経緯 | | | |
| 1.1 新庁舎建設の必要性 | 2 | <p>現庁舎を取り壊しての建設には反対です。今の庁舎を活かし、それを補う形での新庁舎建設であってほしいです。</p> <p>理由は、膨大な量のごみが出ますし、取り壊しと処分に膨大な経費がかかります。現庁舎に耐震や、IT化などの点で問題があるのであれば、建物をそのままにして徹底的に補強、改修して機能的で丈夫なものにすればよいです。その容量の分だけ、新庁舎の必要面積を小さくでき、経費も安くできます。</p> | <p>現庁舎の問題点の一つとして、現在の耐震基準を満たしていないことがあります。補強や改修にも限界がありますので、現在の耐震基準を満たす庁舎が必要と考えます。</p> <p>また、IT機器など高度情報化への対応、庁舎の分散化による市民サービスの低下などの問題点もあり、これらを解決するためにも新庁舎の早期建設が必要と考えます。</p> |
| 2 新庁舎建設の基本的考え方と導入する機能 | | | |
| 2.1 新庁舎建設の基本的考え方 (1)市民に開かれ親しまれる庁舎 | 4 | <p>平塚の文化遺産は少ない、昭和も遠くなるに当たり、その時代の文化遺産となりうる建物は部分的にも残すべきであろう。</p> <p>本庁舎4階部分の建物は和の文化が盛り込まれ、打ち放しコンクリート造りの戦後時代を反映する建物(ル・コルビジエなど世界の名建築家が残された時代)です。行政を預るものカルチャーが無いと文化が育たない。せめて4階のファサード(外観)部分は残し、昭和にあった建物として後世に伝えたいかがでしょうか。それは設計条件で残せば、設計者はそれは巧みに取り込む工夫をするものです。社会的にはむしろ話題性を提供するでしょう。さすが平塚のカルチャーと見直されるはずですよ。</p> | <p>ご意見は参考とさせていただきます。建築設計までに検討いたします。</p> |
| | | <p>議事堂外壁の壁面建築は彫刻家小野譲氏の作品「静と動」と聞いております。残す価値のある建物であると考えますが、専門家の調査をお願い致します。戦後のモダニズム建築物の代表としての保存を望みます。活用は小ホールとしての再生が可能と思えます。</p> | <p>ご意見は参考とさせていただきます。建築設計までに保存・活用について検討いたします。</p> |
| | | <p>議事堂の壁面は芸術作品と聞いています。この作品を新庁舎建設にあたってどのように考えていますか。できれば、新庁舎建設の設計に組み入れて保存してほしいです。</p> | <p>ご意見は参考とさせていただきます。建築設計までに保存・活用について検討いたします。</p> |
| | | <p>屋上に展望タワーを追加設計したいと思えます。もちろん入場料の徴収をします。</p> | <p>基本構想では展望タワーは想定していませんが、周囲の展望という屋上の活用については、参考とさせていただきます。</p> |
| (2)人と地球環境にやさしい庁舎 | 5 | <p>新市庁舎内に喫煙所を設置してください。平成17年3月定例会で「分煙ルールの確立に基づく街づくりについての請願」が採択されています。適切な喫煙所が設置されることにより、新市庁舎の美化、マナー向上、未成年者喫煙防止対策などにつながると考えます。</p> | <p>健康増進法などにに基づき、適切な環境に配慮し建築設計までに検討いたします。</p> |

| | | | | |
|----------------|------------------------------|--|--|--|
| | | <p>いつの時代かあたり前のようになる環境配慮とは、太陽熱利用、風力発電、雨水利用、温暖化対策としての建物緑被です。</p> | <p>地球環境に配慮し、環境負荷低減となるよう自然エネルギーの導入や屋上緑化などを基本設計で検討いたします。</p> | |
| | | <p>環境に配慮した基本方針に賛同いたします。是非とも大規模な屋上緑化を積極的に推進願いたいです。また、太陽光発電等、自然エネルギーの導入も積極的に進めてもらいたいです。</p> | <p>地球環境に配慮し、環境負荷低減となるよう自然エネルギーの導入や屋上緑化などを基本設計で検討いたします。</p> | |
| | | <p>省エネ、省資源対策をメインにした庁舎を建設してほしいです。太陽光発電、クールビル庁舎、屋上緑化、雨水活用など、あらゆる手法を取り入れてほしいです。</p> | <p>地球環境に配慮し、環境負荷低減となるよう自然エネルギーの導入や屋上緑化などを基本設計で検討いたします。</p> | |
| | | <p>自然エネルギー同様に高効率空調機・給湯機器の導入を検討していただけないでしょうか。</p> | <p>ご意見は参考とさせていただきます、基本設計の中で検討いたします。</p> | |
| | (3)市民の安心・安全な暮らしを支える拠点としての庁舎 | <p>蓄熱式空調や電気式給湯器の導入を検討していただけないでしょうか。 貯湯タンクのお湯は非常災害時の生活用水として使えます。蓄熱槽の水を非常災害時の消防用水としても活用できます。</p> | <p>ご意見は参考とさせていただきます、基本設計の中で検討いたします。</p> | |
| | (4)市民サービス、事務効率の向上を目指した機能的な庁舎 | <p>将来の維持管理を含めたライフサイクルコストを考慮と記載していますが、エコ対策ができた維持管理のかからない庁舎を全面に出してほしいです。</p> | <p>基本方針(2)「人と地球環境にやさしい庁舎」に記載がありますように環境対策も行います。それと同時にライフサイクルコストを考慮いたします。</p> | |
| | | <p>24時間開庁の市役所(3交代制)を目指せば建物面積が約半分になり建設費も少なく、市民サービスは向上します。</p> | <p>基本構想では24時間開庁は想定していません。基本方針の一つを「市民サービス、事務効率の向上を目指した機能的な庁舎」としています。</p> | |
| 2.2 新庁舎に導入する機能 | (2)基本機能 | ア 窓口機能 | <p>プライバシー保護のため、各階に少なくとも1か所は、市民と担当職員が打ち合わせや相談のできるスペースを確保したほうがよいです。</p> | <p>来庁者のプライバシーに配慮したスペースや個別カウンターを業務内容に応じた設置を検討いたします。</p> |
| | | ア 窓口機能・イ 執務機能 | <p>職員の机の並べ方が職員同士が対面するのではなく、市民と対面する市役所にしていただきたいです。</p> | <p>業務内容に応じた配置を検討いたします。</p> |
| | | イ 執務機能 | <p>部長室の設置は不要と考えます。職務は役職に関係なく全職員がオープンに遂行すべきであります。ただし、各課に検討テーブル、各部に心接室のような個室は設けるべきと考えます。</p> | <p>ご意見は参考とさせていただきます。 オープンフロアを基本とし、打合せや応接をするスペースの設置を基本設計で検討いたします。</p> |

| | | | |
|----------------|---|--|--|
| 工 防災機能 | 8 | <p>地震対策として建物を免震化することを薦めます。何回も提言していますが、耐震建物はやはり部分的には破壊され、2次部材の損傷は被災後の維持費に重くのしかかるし、しばらくは業務にも差し支えます。提言した4階本庁舎を部分的に残すには制震技術により靱性を維持するべきでしょう。免震は高層建物(15階以上)でしたら、在来工法とくらべコストは変わらないと思います。(現実には十数年前阪神大震災以前に2物件商品化しました。現在平塚の高層マンションに使われているのもコストバランスのメリットがあるからでしょう。) また、免震の維持管理スペースが必要ですがこの部分に駐車場を手当すれば割高にならずにすむのです。何より近頃地震の被害を受けた後でも大きな余震が続き精神的不安は拭いきれません。現実には、長岡でも栗原地区でも免震装置を施した施設は何ら問題なく安心してすぐ施設は運用されていました。</p> | <p>免震化につきましては基本設計で検討いたします。ご意見を参考とさせていただきます、基本構想では次のとおり記載いたします。庁舎は災害に強い建物である必要があることから、国の基準(官庁施設の総合耐震計画基準)でいう「災害応急対策活動に必要な施設」としての耐震性がある耐震構造や免震・制震構造とします。</p> |
| | | <p>庁舎の屋上にヘリポートを造れば、災害時での対応ばかりでなく災害に強い庁舎としてのPRにもなります。</p> | <p>ご意見は参考とさせていただきます、基本設計の中で検討いたします。</p> |
| オ 市民機能 | 8 | <p>市役所に来る市民、市外の方が平塚を感じることができるスペースにしてほしいです。ロビーに壁面を飾る陶壁等の芸術作品を市民の協同制作で飾りたいです。</p> | <p>ご意見は参考とさせていただきます、基本設計の中で検討いたします。</p> |
| | | <p>交流スペースとして、例えば、「市民プラザ」「ひらつか市民活動センター」等既往施設があります。市役所庁舎の役割は、窓口・執務・議会・防災・施設管理に特化して、他の施設との役割分担を明確にすべきであり、これは、分散化にはあたらないです。</p> | <p>建築設計までに検討いたします。</p> |
| | | <p>交流スペースとして、食堂や喫茶コーナーの設置を目指しますとありますが、職員食堂以外は特段必要ないのではないですか。</p> | <p>建築設計までに検討いたします。</p> |
| | | <p>市役所正面玄関のロビーでなくても市民がくつろげる場所はあるはずです。なければ市役所庁舎以外の場所に設けることが大切です。</p> | <p>建築設計までに検討いたします。</p> |
| | | <p>交流イベントなどの利用は他の施設で行うべき、それによって、駐車スペースの拡大も図ることができます。</p> | <p>建築設計までに検討いたします。</p> |
| 3 国合同庁舎との一体的整備 | | | |
| | 9 | <p>国は自分の考えを押してくるのではないですか。平塚市の考え方をしっかりして、だめなものだめと主張しなければいけないです。</p> | <p>平塚市としての考えを持ち、国土交通省などと協議・調整を行っています。</p> |
| | | <p>将来のことを考えると、機構改革等により税務署、公共職業安定所、労働基準監督署がなくなる可能性もあります。その場合にも対応できるようにしておかなければいけないです。</p> | <p>ご意見は参考とさせていただきます。入居官署と将来のケースを想定した協議・調整をいたします。</p> |
| | | <p>市庁舎と国合同庁舎との合築が不可能と仮定すると、2棟の建物が限られた敷地に建設されることになり、地上空間を減少させ景観上マイナスとならないですか。</p> | <p>建物形態は、基本設計の中で決定していきます。周辺の豊かな緑と調和や連続性を図る景観といたします。</p> |
| | | <p>メリットとデメリットを比較検討した場合、市庁舎用地内での国合同庁舎との一体的整備は必ずしも平塚市にとって良いことなのか、といった疑問が払拭できないです。</p> | <p>市役所周辺に国・県の官公署を集約することで、市民の利便性向上につながると考えています。</p> |

| 4 新庁舎の規模 | | | |
|--|----|---|---|
| (1)平塚市庁舎の規模 ア 事務室規模の想定 (別表1) 新庁舎への配置を想定する部署 | 14 | 新庁舎建設により豊原分庁舎、松原分庁舎などを使用しなくなると思いますが、今後の分庁舎等の利用についても、市民に情報提供すべきです。 | 利用方法につきましては、適宜情報提供してまいります。 |
| | | 新庁舎に配置する部署および職員数等の将来予想にあたっては、困難な作業ではあると考えます。 しかし、可能な限り多面的で入念なシュミレーションを行うとともに、仮に将来、建設時の予想が外れた場合でも致命的なことにならないよう、十分な検討が必要と考えます。 | オープンフロアを基本とし、柔軟な対応が可能につくりとします。 |
| 5 敷地利用と周辺への配慮 | | | |
| 5.1 新庁舎の敷地 (1)建設位置 | 16 | 平塚市が本年3月に策定した「見附台周辺地区土地利用基本計画」で、「市民サービス機能」を土地利用の一つの基本方針として掲げておりますが、このたびの新庁舎建設基本構想(案)策定にあたっては、見附台周辺地区への一部庁舎機能設置は検討されたのでしょうか。 | 平塚市新庁舎建設基本構想策定委員会から国・県・市の施設が集まっている公共施設ゾーンにある現庁舎敷地とする提案がありました。 分散している庁舎を集約することで市民サービス・事務効率の向上につなげていきます。 |
| 5.2 周辺への配慮 (1)公共施設ゾーンの位置づけ | 17 | 見附台公園跡地計画においても建物を免震化することを薦めます。この一角は防災拠点となるので、危機管理センター、緊急医療センター等のアネックスが必要で免震人工地盤を形成すべきなのです。備蓄センター、非常電源、中水活用など新庁舎と関連付けて造るべきです。新庁舎、見附台防災拠点は放して考えるべき施設ではありません。連帯として機能を損なわないように造る事で行くべきでしょう。 これらは見附台跡地利用市民提言をよく理解して下さい。 | 建築設計までに検討いたします。 |
| (2)周辺道路の整備 | 18 | 今回の新庁舎建設を好機ととらえ、十分な配慮と工夫を重ねた周辺道路の整備・改善を望みます。また、新庁舎敷地付近にバス停留所を設置することにより、利用者の利便性向上につながるものと考えます。 | ご意見は参考とさせていただきます、安全性、利便性を考慮し、周辺道路の整備・改善に努めます。 |
| 5.3 敷地利用方針 (1)敷地設定の方針 | 20 | 建設位置について、現庁舎北側、市道浅間町1号線を挟んで隣接する土地を含めて検討が必要と考えます。 | 平塚市新庁舎建設基本構想策定委員会からの提案を受けて、現庁舎敷地(面積19,000㎡)とします。 |

| | | | |
|----------------|----|--|---|
| | | <p>平塚市新庁舎建設基本構想(案)を閲覧しました。文字通り基本で具体的なことは用地が狭くなるという事だけでした。今でさえ狭小な敷地から国の合同庁舎・幹道28号の付け替えで失う用地の補充をするべきであると考えます。具体的には現庁舎北側の浅間町1号線を廃止し庁舎用地に組み入れ、これに隣接する土地を買収・取得するというであります。</p> <p>なぜ必要かは行政もご承知の通り、近い将来には市町合併が避けて通れぬ現実問題であるからです。道州制の移行に伴い動き始めている国内の市町村合併がそれを知らせています。我が平塚市も西湘地区の旗頭となって推進すべきだと考えます。現26万市が40万~50万市民になるうとも対応できる庁舎を建設して頂きたいと願っています。デザイン性やランドマーク的な見た目にとらわれず、機能性・合理性を重視した市民が集い易く職員の皆さんが働き易い環境を整えた庁舎を期待します。</p> | <p>ご意見は参考とさせていただきます。現庁舎敷地(消防庁舎敷地を除く)を有効活用し、新庁舎の建設をしてまいります。</p> |
| (3) 駐車場の方針 | 20 | <p>施設に付帯する駐車場は隣接しているのが当然と考えます。市庁舎利用者の利便を第一に考慮をされ、バリアフリー化は当然のこと、お客様をお迎えするくらいの配慮の基に隣接して設置される事を希望します。</p> | <p>駐車場の位置は利用者の利便性を考慮いたします。ご意見を参考とさせていただきます、基本構想では次のとおり記載いたします。</p> <p>来庁者用駐車場は、優先的に建設地内に確保し、利用者の利便性を考慮した配置とします。公用車(一部を除く)と建設地内に確保できなかった来庁者用駐車場については、周辺市施設などを活用することを検討します。</p> |
| (4) 庁舎建設ゾーンの方針 | 20 | <p>消防庁舎敷地は除くとなっていますが、他の場所に移転することができれば、移転させたほうが良いです。庁舎建設ゾーンは消防庁舎敷地も含めた中での建設が望ましいと考えます。</p> | <p>消防本部は新庁舎への配置を想定していますが、消防本署の機能は継続しますので、消防庁舎敷地を除いています。</p> |
| | | <p>新庁舎建設について、消防庁舎を残すことになっていますが、何故でしょうか。景観上、新庁舎と古い庁舎が同じ敷地内にあるのは、バランス的に悪いので建て直した方が良いと思います。</p> | <p>消防本部は新庁舎への配置を想定していますが、消防本署の機能は継続しますので、消防庁舎敷地を除いています。</p> |
| | | <p>消防庁舎の前で歩道にはみ出して訓練しているので、新庁舎の中に車庫を併設し、車庫の上に訓練施設を造れば良いです。</p> | <p>消防本署は、本来の機能である市域全体の消防活動を担うことから、必ずしも新庁舎の中に入る必要があるものではないと考えます。</p> |

| | | | |
|------------|----|--|--|
| 6 実現のための方策 | | | |
| 6.1 建設費用 | 23 | <p>新庁舎を建てるに当たり、時代は変わりパブルの発想は許されません。今後少子化を迎え、行政も合理化、市民協働によるスリム化で規模は押さえられるべきでしょう。</p> <p>民間のケースで言えば土地を所有している場合、いかに有効活用するかにより、土地の評価が上がるといふものです。その活用は旧来の利用を超えて対投資効果に優れたプロジェクトでなければ、新しくする意味はありません。よって多額の現金をつぎ込むのは、愚の骨頂でしょう。</p> <p>土地運用は、そのところからあがる利益（家賃）を見定めて、投資金額に対する利回りがいかほどか、何年後に回収可能か想定する事をしなくてはならない。よって土地の一部は事業化すべきです。南側道路沿いに、分譲マンションを建て資金繰りに当てます。自らも家賃想定し、市中の貸しビルより家賃想定返済として身銭を払うべきです。</p> <p>全体プロジェクトはそれらがバランス出来るならGOであろう。最終的にはPFI事業に手を上げるデベロッパーを求め、事業化すべきであり、市民の血税はもっと違う分野に生かすのと、環境配慮や危機管理対策として施設に追加投資する分ぐらいは予算計上しても良いのではないのでしょうか。</p> | <p>住宅などPFI事業に必要な民間施設を庁舎と一緒に建設する予定はありませんので、従来方式で建設します。</p> |
| | | <p>100億円で建設して、何でこんなものを造ったといわれたいようにしてほしいです。今の庁舎も建築してから、何年かたったら庁舎が狭くて、分庁舎を建設することになってしまいました。過ちを繰り返さないようにしてほしいです。</p> | <p>新庁舎建設にあたっては、建築設計までに検討を行い、効率的・効果的なコストの縮減をしていきます。</p> |
| | | <p>地下は建設費が高く、水没の恐れがあるので、地下の施設は作らないで屋上に持っていく方がよいです。</p> | <p>ご意見は参考とさせていただきます、基本設計の中で検討いたします。</p> |
| | | <p>資金計画策定にあたっては、建築設計段階で入念な検討を行うとともに、市債償還計画においても、多方面からの将来予測を綿密に行い、一般会計へ過度の負担・影響を及ぼさないよう十分な検討を願いたいです。</p> | <p>効率的・効果的なコストの縮減をし、一般財源への負担はできるだけ少なくするよう努めます。ご意見を参考とさせていただきます、基本構想では次のとおり記載いたします。</p> <p>一般財源への負担はできるだけ少なくするよう努めます。</p> |

【添付資料】 - 3

新庁舎建設推進本部設置要綱

(設置)

第1条 新庁舎建設を推進するため、新庁舎建設推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項について方針をまとめる。

- (1) 新庁舎建設基本計画に関すること。
- (2) 国合同庁舎との一体的整備に関すること。
- (3) 新庁舎建設基本設計に関すること。
- (4) 新庁舎建設実施設計に関すること。
- (5) 新庁舎建設工事に関すること。
- (6) 新庁舎への移転に関すること。
- (7) その他新庁舎建設に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長には、総務部を担当する副市長をもって充てる。

3 副本部長には、他の副市長をもって充てる。

4 本部員には、企画部長、防災危機管理部長、総務部長、経済部長、公営事業部長、市民部長、福祉部長、健康・こども部長、環境部長、まちづくり政策部長、まちづくり事業部長、土木部長、市民病院事務局長、議会局長、監査委員事務局長、教育総務部長、学校教育部長、社会教育部長及び消防長をもって充てる。

5 前項に掲げる者のほか、必要に応じて、関係職員を臨時の本部員に充てることができる。

(本部長の職務)

第4条 本部長は、推進本部を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

2 本部長に事故あるときは、副本部長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 本部長は、推進本部を招集し、会議の議長となる。

2 本部長は、本部員が推進本部に欠席する場合には、当該本部員の代理者の出席を求めることができる。

(意見等の聴取)

第6条 本部長は、会議の運営上必要があると認めるときは、本部員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(推進部会)

第7条 推進本部における所掌事項について専門的かつ幅広い視点から検討を行い、推進本部の討議に資するため、推進本部に推進部会を置く。

2 推進部会の構成員は、別に定める。

3 推進部会の運営に必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第8条 推進本部の庶務は、総務部庁舎建設室において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営について必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成20年9月29日から施行する。

2 新庁舎建設庁内検討委員会設置要綱（平成16年9月29日施行）は、廃止する。

新 庁 舎 建 設 推 進 本 部 名 簿

| | |
|---------|------------------|
| 本 部 長 | 総務部を担当する副市長 |
| 副 本 部 長 | 他 の 副市長 |
| 本 部 員 | 企 画 部 長 |
| 〃 | 防 災 危 機 管 理 部 長 |
| 〃 | 総 務 部 長 |
| 〃 | 経 済 部 長 |
| 〃 | 公 営 事 業 部 長 |
| 〃 | 市 民 部 長 |
| 〃 | 福 祉 部 長 |
| 〃 | 健 康 ・ こ ど も 部 長 |
| 〃 | 環 境 部 長 |
| 〃 | ま ち づ くり 政 策 部 長 |
| 〃 | ま ち づ くり 事 業 部 長 |
| 〃 | 土 木 部 長 |
| 〃 | 市 民 病 院 事 務 局 長 |
| 〃 | 議 会 局 長 |
| 〃 | 監 査 委 員 事 務 局 長 |
| 〃 | 教 育 総 務 部 長 |
| 〃 | 学 校 教 育 部 長 |
| 〃 | 社 会 教 育 部 長 |
| 〃 | 消 防 長 |
| 事 務 局 | 総務部 庁舎建設室 |

【添付資料】 - 4

新庁舎建設推進本部推進部会設置要綱

(趣旨)

第1条 新庁舎建設推進本部(以下「推進本部」という。)設置要綱(以下「推進本部設置要綱」という。)第7条第2項及び第3項の規定により、推進本部に置く推進部会について、その構成員及び運営に必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 推進部会は、推進本部設置要綱第2条に掲げる事項について、専門的かつ幅広い視点から検討を行い、その方針案を推進本部に報告する。

(組織)

第3条 推進部会は、部会長及び部会員をもって組織する。

2 部会長には、総務部長をもって充てる。

3 部会員には、企画課長、財政課長、情報システム改築推進担当課長、防災危機管理課長、行政総務課長、職員課長、財産管理課長、契約検査課長、市税総務課長、産業振興課長、協働推進課長、市民課長、福祉総務課長、こども家庭課長、保険年金課長、環境政策課長、まちづくり政策課長、まちづくり事業課長、建築住宅課長、土木総務課長、道路整備課長、会計課長、議会局次長、選挙管理委員会事務局長、農業委員会事務局長、教育総務課長、学務課長、社会教育課長及び消防総務課長をもって充てる。

4 前項に掲げる者のほか、必要に応じて、関係職員を臨時の部会員に充てることができる。

(会議)

第4条 部会長は、推進部会を招集し、会議の議長となる。

2 部会長は、部会員が推進部会に欠席する場合には、当該部会員の代理者の出席を求めることができる。

(意見等の聴取)

第5条 部会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、部会員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(ワーキング)

第6条 推進部会の所掌事項について専門的かつ幅広い視点から検討を行うため、推進部会ワーキングを設置し、特定の課題を個別・具体的に調査研究し推進部会へ報告するものとする。

2 ワーキングの座長は部会員が務めこれを統括する。

3 ワーキングの構成は、別に定める。

4 ワーキングの運営に必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第7条 推進部会の庶務は、総務部庁舎建設室において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進部会の運営について必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成20年9月29日から施行する。

2 新庁舎建設庁内検討委員会作業部会設置要綱(平成16年9月29日施行)は、廃止する。

新庁舎建設推進本部推進部会員名簿

| | |
|-----|----------------|
| 部会長 | 総務部長 |
| 部会員 | 企画課長 |
| 〃 | 財政課長 |
| 〃 | 情報システム改築推進担当課長 |
| 〃 | 防災危機管理課長 |
| 〃 | 行政総務課長 |
| 〃 | 職員課長 |
| 〃 | 財産管理課長 |
| 〃 | 契約検査課長 |
| 〃 | 市税総務課長 |
| 〃 | 産業振興課長 |
| 〃 | 協働推進課長 |
| 〃 | 市民課長 |
| 〃 | 福祉総務課長 |
| 〃 | こども家庭課長 |
| 〃 | 保険年金課長 |
| 〃 | 環境政策課長 |
| 〃 | まちづくり政策課長 |
| 〃 | まちづくり事業課長 |
| 〃 | 建築住宅課長 |
| 〃 | 土木総務課長 |
| 〃 | 道路整備課長 |
| 〃 | 会計課長 |
| 〃 | 議会局次長 |
| 〃 | 選挙管理委員会事務局長 |
| 〃 | 農業委員会事務局長 |
| 〃 | 教育総務課長 |
| 〃 | 学務課長 |
| 〃 | 社会教育課長 |
| 〃 | 消防総務課長 |
| 事務局 | 庁舎建設室 |

【添付資料】 - 5

新庁舎建設推進本部推進部会ワーキング設置要綱

(設置)

第1条 新庁舎建設推進本部推進部会(以下「推進部会」という。)設置要綱(以下「推進部会設置要綱」という。)第6条第3項及び第4項の規定により、推進部会に次の各号に掲げるワーキングを設置する。

- (1) ユニバーサルデザインワーキング
- (2) IT機能ワーキング
- (3) 環境負荷低減ワーキング
- (4) 窓口機能ワーキング
- (5) 執務機能ワーキング
- (6) 議会機能ワーキング
- (7) 防災機能ワーキング
- (8) 市民機能ワーキング
- (9) 施設管理機能ワーキング
- (10) 周辺整備ワーキング

(所掌事項)

第2条 ワーキングは、主に次に掲げる事項を処理する。

- (1) ユニバーサルデザインワーキング
ユニバーサルデザインの理念を取り入れたバリアフリー対策やサイン計画など、全ての人の利用に配慮した庁舎のあり方についての調査研究
- (2) IT機能ワーキング
利用者の利便性と業務の効率化のための高度情報通信システムへ持続的に対応できる庁舎のあり方についての調査研究
- (3) 環境負荷低減ワーキング
地球環境に配慮した環境負荷の低減と自然エネルギー導入を目指した庁舎のあり方についての調査研究
- (4) 窓口機能ワーキング
ワンストップサービスの導入、効率的な窓口配置や待合スペースの確保など窓口サービスのあり方についての調査研究
- (5) 執務機能ワーキング
効率的な事務を可能にする執務空間(事務室、文書ファイリングシステム、会議室)利便性に配慮した福利厚生施設、その他必要な施設についての調査研究
- (6) 議会機能ワーキング
市民に開かれた議会のための、本会議場、傍聴席、委員会室など議会機能についての調査研究
- (7) 防災機能ワーキング
災害発生時の危機管理の拠点として高い自立性を備えた庁舎のあり方についての調査研究
- (8) 市民機能ワーキング
参加と協働によるまちづくりの拠点として、市民が利用しやすい空間やその活用方法についての調査研究
- (9) 施設管理機能ワーキング
セキュリティ機能の充実、快適な執務環境(空調、照明、通信)に配慮した庁舎のあり方についての調査研究
- (10) 周辺整備ワーキング
公共施設ゾーンにおける一体的整備による周辺道路、公共施設、周辺環境や景観のあり方についての調査研究

(組織)

第3条 ワーキングは、第1条に掲げるワーキングの長（以下「座長」という。）及び次に掲げるワーキング委員で構成する。

- (1) 課長推薦者によるワーキング委員
- (2) 庁内公募によるワーキング委員
(座長等)

第4条 座長及び副座長は、推進部会員から推進部会の部会長（以下「部会長」という。）が指名する。

2 ワーキング委員は、次に掲げる職員について部会長が指名する。

- (1) 課長の推薦によるワーキング委員
上席課長代理以下の職員の中から課長の推薦のあったもの
- (2) 庁内公募によるワーキング委員
上席課長代理以下の職員で庁内公募に応募した者の中から選考したもの

3 座長は、部会長の求めに応じて審議過程を推進部会に報告しなければならない。

(会議)

第5条 ワーキング会議は、座長が必要に応じて招集する。

2 座長は、必要に応じて、ワーキング委員以外の職員から説明又は資料の提出を求めることができる。

(合同会議)

第6条 部会長は、必要と認めるときは各ワーキングの合同会議を招集することができる。

(庶務)

第7条 ワーキングの庶務は、座長の所管する課がこれを処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、ワーキングの運営について必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成20年9月29日から施行する。

2 新庁舎建設庁内検討委員会作業部会ワーキング設置要綱(平成16年9月29日)は廃止する。

【添付資料】 - 6

新庁舎建設推進本部推進部会ワーキング名簿

は、H19年度ワーキング委員（所属・職名は当時）

(1) 窓口機能ワーキング委員名簿

| 種別 | 所属 | 職名 | 氏名 |
|---------|----------|------|--------|
| 推進部会員 | 行政総務課 | 課長 | 上村 直健 |
| 推進部会員 | 市民課 | 課長 | 宮本 久生 |
| 作業部会員 | 企画課 | 課長 | 橘川 清 |
| 作業部会員 | 市民課 | 課長 | 沖津 裕己 |
| 作業部会員 | 道路総務課 | 課長 | 椎野 宗男 |
| ワーキング委員 | 広報・情報政策課 | 主査 | 青嶋 俊憲 |
| ワーキング委員 | 行政総務課 | 主任 | 鈴木 隆玄 |
| ワーキング委員 | 市税総務課 | 主査 | 池谷 友宏 |
| ワーキング委員 | 固定資産税課 | 主査 | 脇 孝行 |
| ワーキング委員 | 市民課 | 主事 | 高橋 崇 |
| ワーキング委員 | 市民課 | 主事 | 関戸 千晴 |
| ワーキング委員 | 障がい福祉課 | 主査 | 市川 智之 |
| ワーキング委員 | こども家庭課 | 主管 | 柏木 毅 |
| ワーキング委員 | 児童福祉課 | 課長代理 | 城所 重夫 |
| ワーキング委員 | 保険年金課 | 主査 | 広野 孝幸 |
| ワーキング委員 | 介護保険課 | 課長代理 | 二宮 直子 |
| ワーキング委員 | 開発指導課 | 主査 | 石塚 竜介 |
| ワーキング委員 | 建築指導課 | 主査 | 渡邊 浩 |
| ワーキング委員 | 建築住宅課 | 主査 | 佐野 公宣 |
| ワーキング委員 | 下水道総務課 | 主管 | 河野 滋之 |
| ワーキング委員 | 土木調整課 | 主査 | 平田 宣孝 |
| ワーキング委員 | 会計課 | 課長代理 | 添田 廣一 |
| ワーキング委員 | 会計課 | 課長代理 | 田代 秋彦 |
| ワーキング委員 | 学務課 | 主査 | 西ヶ谷 秀樹 |

(2) 執務機能ワーキング委員名簿

| 種別 | 所属 | 職名 | 氏名 |
|---------|----------|--------|--------|
| 推進部会員 | 職員課 | 課長 | 加藤 富士夫 |
| 作業部会員 | 職員課 | 課長 | 二宮 雅治 |
| 作業部会員 | 財政課 | 課長 | 井上 純一 |
| 推進部会員 | 建築住宅課 | 課長 | 石井 浩三 |
| 作業部会員 | 教育総務課 | 課長 | 原田 裕有 |
| ワーキング委員 | 企画課 | 主査 | 石井 広明 |
| ワーキング委員 | 広報・情報政策課 | 主査 | 越山 貴志 |
| ワーキング委員 | 行政総務課 | 課長代理 | 縣 伊三美 |
| ワーキング委員 | 行政総務課 | 主管 | 小林 光徳 |
| ワーキング委員 | 職員課 | 課長代理 | 菅沼 秀敏 |
| ワーキング委員 | 産業振興課 | 課長代理 | 二宮 克巳 |
| ワーキング委員 | 協働推進課 | 主査 | 宮田 幸江 |
| ワーキング委員 | 市民安全課 | 主査 | 武井 幹夫 |
| ワーキング委員 | 福祉総務課 | 課長代理 | 遠藤 正人 |
| ワーキング委員 | こども家庭課 | 主査 | 高倉 謙一 |
| ワーキング委員 | こども家庭課 | 上席課長代理 | 柳川 榮子 |
| ワーキング委員 | 環境政策課 | 主管 | 富田 和博 |
| ワーキング委員 | 環境政策課 | 主管 | 小島 昌久 |
| ワーキング委員 | まちづくり政策課 | 主任 | 古瀧 智映子 |
| ワーキング委員 | まちづくり事業課 | 主査 | 杉山 隆雄 |
| ワーキング委員 | 建築住宅課 | 主査 | 須藤 大助 |
| ワーキング委員 | 建築課 | 主管 | 井上 徹 |
| ワーキング委員 | 土木総務課 | 課長代理 | 石川 真人 |
| ワーキング委員 | 道路総務課 | 主査 | 石井 雅之 |
| ワーキング委員 | 教育総務課 | 主査 | 磯部 久雄 |
| ワーキング委員 | 教育総務課 | 主任 | 大関 健 |
| ワーキング委員 | 学務課 | 主事 | 齋藤 大悟 |
| ワーキング委員 | 学務課 | 主査 | 石川 亜貴子 |
| ワーキング委員 | 社会教育課 | 主任 | 山本 雄大 |
| ワーキング委員 | 消防総務課 | 消防副士長 | 村串 朋哉 |
| ワーキング委員 | 消防総務課 | 主査 | 原田 浩二 |

(3) 市民機能ワーキング委員名簿

| 種別 | 所属 | 職名 | 氏名 |
|---------|----------|------|--------|
| 推進部会員 | 協働推進課 | 課長 | 蓑島 友子 |
| ワーキング委員 | 広報・情報政策課 | 主任 | 宮崎 尚子 |
| ワーキング委員 | 財産管理課 | 主査 | 山口 悟 |
| ワーキング委員 | 協働推進課 | 課長代理 | 中村 俊也 |
| ワーキング委員 | 協働推進課 | 課長代理 | 杉山 美恵子 |
| ワーキング委員 | 市民情報・相談課 | 課長代理 | 澤村 一雄 |
| ワーキング委員 | 市民情報・相談課 | 課長代理 | 野川 栄一 |
| ワーキング委員 | 建築住宅課 | 主管 | 柳泉 正善 |

(4) 防災機能ワーキング委員名簿

| 種別 | 所属 | 職名 | 氏名 |
|---------|---------|------|-------|
| 推進部会員 | 防災危機管理課 | 課長 | 関本 耕司 |
| 作業部会員 | 防災課 | 課長 | 桐生 正一 |
| 推進部会員 | 消防総務課 | 課長 | 細野 文夫 |
| ワーキング委員 | 防災危機管理課 | 課長代理 | 尾崎 秀明 |
| ワーキング委員 | 建築住宅課 | 課長代理 | 久保谷 忍 |
| ワーキング委員 | 土木補修課 | 課長代理 | 細谷 誠 |
| ワーキング委員 | 下水道総務課 | 主管 | 内藤 卓也 |
| ワーキング委員 | 消防総務課 | 主査 | 山本 幸一 |
| ワーキング委員 | 警備課 | 課長 | 上野 啓一 |

(5) IT機能ワーキング委員名簿

| 種別 | 所属 | 職名 | 氏名 |
|---------|----------|------|-------|
| 推進部会員 | 広報・情報政策課 | 担当課長 | 佐藤 彰秀 |
| 作業部会員 | 情報システム課 | 課長 | 田中 寧男 |
| ワーキング委員 | 広報・情報政策課 | 主管 | 飯田 輝彦 |
| ワーキング委員 | 広報・情報政策課 | 主査 | 鈴木 信二 |
| ワーキング委員 | 市民課 | 主査 | 篠崎 光徳 |
| ワーキング委員 | 建築住宅課 | 主管 | 和田 幸一 |
| ワーキング委員 | 保険年金課 | 主管 | 鳥海 敏行 |

(6) 周辺整備ワーキング委員名簿

| 種別 | 所属 | 職名 | 氏名 |
|---------|-----------|-------|--------|
| 推進部会員 | まちづくり政策課 | 課長 | 小山田 良弘 |
| 作業部会員 | 都市政策課 | 部長兼課長 | 久永 逸雄 |
| 推進部会員 | 道路整備課長 | 課長 | 山口 秀雄 |
| ワーキング委員 | 企画課 | 主査 | 小林 豪 |
| ワーキング委員 | 企画課 | 課長代理 | 佐野 勉 |
| ワーキング委員 | まちづくり政策課 | 主査 | 武井 敬 |
| ワーキング委員 | まちづくり政策課 | 主査 | 田代 弘幸 |
| ワーキング委員 | 開発指導課 | 課長代理 | 山本 三郎 |
| ワーキング委員 | まちづくり事業課 | 主査 | 青木 繁 |
| ワーキング委員 | みどり公園・水辺課 | 主管 | 坂本 安雄 |
| ワーキング委員 | 建築住宅課 | 課長代理 | 馬鳥 啓一 |
| ワーキング委員 | 土木総務課 | 課長代理 | 二見 博幸 |
| ワーキング委員 | 道路整備課 | 主査 | 勝俣 範康 |
| ワーキング委員 | 下水道管理課 | 技師 | 那須 隆弥 |

平塚市新庁舎建設基本計画

編集：平塚市 総務部 庁舎建設室

〒254-8686

神奈川県平塚市浅間町9番1号

電話 0463 - 23 - 1111 (内 2107)

FAX 0463 - 23 - 9467 (代表)

URL <http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/chousha/>

eメール chosya@city.hiratsuka.kanagawa.jp